

1. 議事日程

(平成18年第1回安芸高田市議会3月定例会第8日目)

平成18年3月8日
午前10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
5番	小野剛世	6番	川角一郎
7番	塚本近	8番	赤川三郎
9番	松村ユキミ	10番	熊高昌三
11番	青原敏治	12番	金行哲昭
13番	杉原洋	14番	入本和男
15番	山本三郎	16番	今村義照
17番	玉川祐光	18番	岡田正信
19番	渡辺義則	20番	亀岡等
21番	藤井昌之	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

16番 今村義照 17番 玉川祐光

5．地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	廣政克行
福祉保健部長兼 福祉事務所長	福田美恵子	産業振興部長	清水盤
建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	杉山俊之	消防長	村上紘
八千代支所長	岡田敦男	美土里支所長	立川堯彦
高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	武添吉丸
向原支所長	益田博志	総務課長	高杉和義
財政課長	垣野内 壮	社会福祉課長	重本邦明

6．職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩祐	書記	倉田英治

~~~~~  
午前10時00分 開会

松浦議長 それでは、おはようございます。  
ただいまの出席議員は22名であります。  
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります  
~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において
16番 今村義照君、17番 玉川祐光君を指名いたします。
~~~~~

日程第2 一般質問

松浦議長 日程第2、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたし、持ち時間は設けず、会議規則の  
とおり3回までといたしますので、あらかじめ御承知おきください。  
それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

21番 藤井昌之君。

藤井議員 本定例会の一般質問、トップバッターでさせていただきます、藤井  
でございます。よろしくお願ひします。先に通告いたしました、大卒  
3点についてお伺いをいたします。

まず、1点目でございますけども、AED、自動体外式除細動器の  
設置促進についてお伺いをいたします。

2002年、スカッシュの練習中であつた高円宮殿下が、47歳の  
若さで急逝されたのは、記憶に新しいところでございます。死因は、  
心室細動による心停止でした。

心室細動とは、そのリズムが崩れて心室が小刻みに震え、血液を送り出すことができなくなる症状でございます。心室細動が起きると、5秒程度で意識を失い、呼吸は停止します。数分間で死に至る非常に危険な不整脈で、日本における心臓突然死のほとんどが、心室細動におけるものと言われております。日本では、推定5万人程度が心室細動によって命を落としております。昨年1年間の交通事故死者数が8千人弱であることを考えると、この数字は非常に高く、身近に起こることも十分に考えられます。

この心室細動が起きてしまった場合、従来の人工呼吸、心臓マッサージによる心肺蘇生法だけでは、心臓の動きを元に戻すことはできません。蘇生する唯一の方法は、心腹に電気のショックを与える、除細動という治療によるしかないのです。一般的に心室細動の発症後、1分経過するごとに救命率は10%程度下がると言われております。つまり、倒れてすぐに救急車を呼んでも、救急隊が駆けつけるころには手遅れになっている可能性が高いということです。

そこで注目されているのが、A E Dと言われる自動体外式除細動器です。このA E Dは、倒れた人に取りつけて操作を行うと、自動で心電図の波形を読み取り、必要な電気ショックを与えることが出来るのです。携帯型で、専門知識がなくても使用できることから、昨年7月一般の人でも使用可能となりました。

既にアメリカでは、公共機関や多くの人の集まる施設への設置を義務づけていますが、日本でも普及しつつあるとはいえ、まだまだ認知度は低いと言えます。そこで、A E Dの多くの場所への設置を進め、人々の意識も高めていくことが必要と考えますが、市長のご見解をお伺いいたします。

また、学校現場では、より安全性の高い学校づくりを共通の思いに、運動などによる突然死など、万一の場合に備え配備がされております。健康な子どもが、ボールを胸に当てるなどして、心臓震盪を起こす場合があります。怖いのは、子どもが投げた軟球が当たる程度の衝撃で、しかも、心臓の既往症がなくても起こることです。発症年齢は約8割が18歳以下です。子どもは、成人に比べて胸郭が未発達で、外部からの衝撃に弱いためと考えられています。そして、もし起こってしまったら、電気ショックで心室細動を取り除くA E Dで、すぐに救命処置を施さない限り、確実に死に至るのです。

本市においても、突然死から生徒を守るため、小、中学校へのA E Dの配備を進めてはどうかと考えますが、教育長のご見解をお伺いいたします。

次に大枠2点目でございます。吉田少年自然の家を、教育、宿泊施設の拠点にという件でお伺いをします。

本年、2月19日県教育委員会は、本市の青少年教育施設、県立、吉田少年自然の家を、来年3月に廃止する方針を明らかにいたしました。この施設は吉田町にとって、歴史、教育、文化の観点から1973年開設以来33年間、今日まで広島の次世代を担う子どもたちに、教育的効果のある体験学習を提供するための拠点施設として活用されてきました。

このたび、県の行政改革の一環とはいえ、教育施設としての役割を終えたとは言い切れません。廃止後、本市の役割として、教育、生涯学習、地域密着型の施設としての方向を示し、国、県の支援を受けられるよう積極的に協議を進めるべきと思います。

そこで3点についてお伺いいたします。本市として、この教育施設の必要性についてどのように感じているかお伺いいたします。2点目、子どもたちの野外活動の場として近来的な宿泊施設が必要と思いますが、どうでしょうか。3点目、地域密着型の施設として、一般向けの宿泊施設を併設してはどうでしょうか。

大枠3点目でございます。小型除雪機の購入に補助金をという件でお伺いをいたします。

昨年末から、記録的な大雪に見舞われ、北陸、東北はもとより本市においても、雪による被害が多発いたしました。除雪作業が間に合わない地域、通勤や外出に困った市民、高齢者やひとり暮らしの方々が除雪できず、民生委員や近所の方が除雪を行ったり、また、小、中、高の児童や生徒の通学路が道路の除雪により、歩道に雪が覆いふさがれて通行できない状態が長く続きました。このことは、交通安全上から見ても非常に問題があります。協働の町づくりを目指す本市において、地域振興会と連携をとって安全で住みよい地域づくりを推進すべきと思います。

そこで、3点についてお伺いいたします。1点目が、地域振興会で、小型除雪機を購入する場合、補助金の対象にしてはどうでしょうか。2点目、個人所有の小型除雪機で、公道や高齢者宅の除雪作業を行った場合、助成金の対象にしてはどうでしょうか。3点目、合併以来今日まで続いてきました国、県、市道の除雪基準を地域ごとに見直していくべきではないでしょうか。

以上、大枠3点についてお伺いいたします。

松 浦 議 長

ただいまの、質問に対し答弁を求めます。

まず初めに、市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

藤井議員さんからの質問第1、AEDについてのご質問でございます。まず、自動体外式除細動器の設置促進ということでございます。

機器の進歩によりまして、専門的な知識や技能を有しない一般の人でも、その使用が可能となったものであるわけでございます。ご質問をいただきましたように、緊急時の救急救命率を上げるためにも、多くの場所に設置し、多くの方々が使用できればと考えてはおりますが、財政的なこともございますので、関係部局と十分協議いたしまして、緊急性、必要性の高いところから設置を検討してまいりたいと考えております。昨日のニュースによりまして、広島空港へもこの設置が検討されておるやに、ニュースで聞いたわけでございますが、ご指摘のように、それぞれの公共の場にこれを設置が今後検討されてくるということが、やはり時代の流れだと、このように考えております。

なお、このことにつきましては、市民の皆様への周知のための啓発にも努めてまいりたい、このように考えております。

学校の問題につきましては、教育長の方から答弁をさせます。

松 浦 議 長

引き続き、教育長 佐藤勝君。

佐 藤 教 育 長

次に、小中学校へのAEDの設置促進について、ということについてお答えをさせていただきたいと思っております。

このことにつきましては、私もAEDが心臓突然死を防ぐ上で、重要な危惧であると認識をしておるところでございます。

本市におきましては、昨年3月にオープンいたしました吉田温水プールに、1台配置しております。今年度中には、3つの海洋センターに配置する予定でございます。その他の社会教育施設、社会体育施設につきましても、今後順次配置していきたいと考えております。市内の学校には、まだ未配置でございますが、リース料で支払う方法もあ

るようでございますので、今後、財政とも協議しながら配置に努力してまいりたいと考えております。

松 浦 議 長

引き続き、市長の答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

少年自然の家を教育、宿泊施設の拠点にというお言葉でございます。

現在、県立の吉田少年自然の家は、吉田町と福山市にあるわけでございます。福山市は大きなバックを抱えておりますので、利用率も非常にいいということでございますが、吉田の場合は利用率がだんだん下がってきておると、こういうことでございます。

そういうような状況の中で、県の行財政改革の一環とはいえ、平成19年の4月1日から県は手を引くということを、昨年内々にこちらの方に打診をしてきておると、こういうことであるわけでございます。我々としても、大変困惑しておりまして、県としては何としても、県も財政的にも非常に逼迫をしておるんで、県の施設をことごとく地方へ押しつけると言いますか、そういうような状況が出てきております。

先般も聞いてみますと、神石高原町にある県立病院を地元払い下げるといふ、因島市にある県立病院も地元払い下げるといふ、そういう意向が、これと同じようなかたちで出てきておるようでございます。病院を払い下げられてもどがもならんというのが、地元の自治体であるわけでございますが、県も背に腹は替えられんといふ、こういうことでございまして、県が各地にこういうような問題が起きておると、こういう状態であるわけでございます。

そういうことで、既に33年、これは経過した施設でございまして、風呂の水も赤茶げた水が出てくるというような状況でございまして、これを改修するとか言うても、33年も経ったもの、大ごとであるわけでございます。そういうことで、今後、1年かけてどのようにするかということについても、議会の皆さんとも十分協議していきたいと思っておりますし、最近聞いてみますと、30年前の子どもたちの利用する状況も、随分最近になって変わってきたと、こういうような状況もあるようでございますので、そこらを十分検討して、今後1年の間に検討させていただきたいと。県はやめるんなら、解体の責任は県が持つて解体をすると、こういうようなことも言っておるわけでございますが、あとどうするかという問題が出ておるわけでございます。今の大きなものを改修すると言うても、とつても値が張ると、こういう状況であるわけでございます。議員の皆様とも十分協議をさせていただきたいと考えております

それから、次の除雪機の問題でございます。

昨年12月から今年にかけて大変な大雪が降りまして、県においては今回の雪を平成18年豪雪と名づけられ、本市内でも美土里、高宮を中心に、通勤、通学など社会生活に多大な影響を及ぼし、住民の方々は大変お困りであったと思っております。本市の除雪費用も昨年度の倍以上となり、先般、補正予算の専決処分の承認をいただいたところでございますが、現在まで使った除雪費が6,300万円の除雪費を使って

おります。また、県道については、1,600万円、合計安芸高田市の県道、市道の除雪費は、約7,900万円本年かかったと。今から除雪するようなものはないと思いますが、そういう状況でございます。なお、市の除雪対応といたしましては、県道は路線ごとに、市道は、合併前と同様に、各町ごとに除雪業者へ委託して、除雪作業を実施しておりますが、輸送体系の確保などの関係から、どうしても県道や幹線市道の除雪を優先せざるを得ないことから、皆様の要望になかなか対応することができず、地域によっては、一部生活等に支障があったと聞いております。

また、歩道等の除雪につきましては、美土里及び高宮に歩道用小型除雪機を現在6機配置して、学校や地域振興会へお願いして、通学路をはじめとする歩道の除雪をお願いしてはおるところでございます。人員の確保などから、十分な活用ができない場合もあるようでございます。このような異常事態は今後も発生が予想されますことから、ご指摘のように、いろいろな角度から関係部局と対応を検討してまいりたいと考えております。

議員から具体的なご質問を3点いただいておりますが、まず除雪器械購入への補助・整備でございますが、当面は各振興会において取り組んでいただいております、特色ある地域づくり事業での対応ができないかと考えおるところでございます。

ただし、2点目の除雪作業への助成金につきましては、日当や賃金にあたりますことからこの事業での対応は難しいものと思われま。いずれにいたしましても、他市等の取り組みなども踏まえまして、今後の研究課題とさせていただきます。

また、3点目の除雪基準の見直しにつきましては、現在、国道においては、国交省三次河川国道事務所の管理基準に基づいて除雪作業を行っております。また、県道につきましては、平成17年度から市に一部権限移譲がなされましたが、基本的には県が毎年作成します除雪計画に基づき実施しております。なお、市道につきましては、国道・県道等との連携をとりながら、県道とあわせて除雪を行うようにしておりますが、対象区域が大変広範囲であり、しかも、地域格差が大きいことから、各業者への除雪業務委託と指導は、支所単位での対応を行っているところでございます。この件につきましても、今後さらに各地域等の状況などを踏まえまして、検討をさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

なお、補足説明につきましては、教育長の方からも答弁をさせていただきます。

松浦議長

引き続き、補足説明の答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

佐藤教育長

吉田少年自然の家の跡地利用に関する質問でございますが、私といたしましては、県の廃止方針に戸惑っているのが現状でございます。昭和48年開設以来、市内はもとより、県内外から郡山城の麓の青少年施設として親しまれてまいりました。県内では早くからの青少年施設でございます。当時この施設誘致に関係者の皆様のご尽力された

ものと推察をしております。その後、先ほど市長の答弁にもございましたように、かなりの年数も経過して、施設の老朽化も目立っております。また、市内外でも、市内で申し上げますと八千代サイクリング・ターミナルとか、あるいは、美土里の緑の交流空間とか、エコミュージアム川根など新しい施設もできていること、児童、生徒数そのものが減少しておること、授業時数の確保など、いろいろな条件がございます。これまでのように利用がされなくなり、利用者の減少を見ているところであります。少子化の中で、日常生活において子どもたちの野外活動は減少しておるのが現状であります。その意味から、少年自然の家で青少年が宿泊をして野外活動をするということは、集団生活や自立を促す大変良い教育施設であると考えております。さらに少子化が進展していく中、ますます必要な施設であると認識しております。

市の教育委員会といたしましては、このような経緯も踏まえ、今後どのような跡地利用がよいのか、ご指摘の要望も含め、市長部局とともにこの1年かけて協議をしていきたいと考えておるところでございます。

松 浦 議 長

以上で、答弁を終わります。

再質問がありますか。

藤 井 議 員

議長。

松 浦 議 長

21番 藤井昌之君。

藤 井 議 員

再度お伺いしたいと思います。

AED自動体外式徐細動器につきましては、前向きなご答弁をいただいたように思っております。ただ、県の資料を見させていただきますと、この本市の消防本部の徐細動の実施効果というのが載っております。その項目を見てみますと、平成17年度県の消防室の調べにおいて、平成16年度、徐細動実施数で約8件行われておる。しかし、その心肺再開比率、いわゆる蘇生したという数字が0%である。こういう資料もあるわけでございます。その点について、確認をしていきたいと思っております。

また、広島県は来年度の予算におきまして、約3,260万計上いたしまして全県立高校と文化教育施設で119施設、県本庁舎や地域事務所など43施設で、計164台の設置をするわけでございます。さらに県下の市や町に対してもこのAEDの設置の促進をしていくと、このようにも言われております。

本市におきまして、このAED、先ほど教育長の方から言われましたが、答弁がございましたように、吉田温水プールに設置をされておるわけでございます。多くのそういった施設が、体育施設から福祉施設、いろいろあるわけでございますが今申し上げましたように、私の調べた中でも温水プールだけだというふうに記憶をしておりますけど、そのあたりの件についても確認をさしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、こういった本市の市民の安全と生命を守るのは、やはり我が地域でしっかりと支えていかなきゃいけない、こ



ういう意味合いにおきましても、先ほど市長から答弁いただきましたように、ぜひとも本市のさまざまな施設において設置をしていきたいと思うわけでございます。さらにその講習についてもしっかり消防の方と連携をとって行っていただきたい。そのことを再度ご質問させていただきますたいと思います。

続いて、吉田少年自然の家でございます。

これは、県から突然に、突然と言いましょか、数年前からこういった廃止という動きはあったわけでございますが、突然このように来年3月をもって廃止という方向性が出たわけでございます。これは、吉田少年自然の家の利用のしおりというのがあります。この中で少年自然の家の概要という中で、目的としまして、ちょっと読み上げさせていただきますけど、県立吉田少年自然の家では、自然とふれあいの中で、学校や家庭ではできない体験活動を行います。そして、仲間や指導者と一緒に集団宿泊生活を行うことにより、自己を見直し、規律、協同、友愛、奉仕の精神を学び、人間尊重の精神に徹した創造性豊かな、たくましい少年に育つことを目的としておりますと。さらに、基本目標といたしましては、人間尊重の精神に徹した創造性豊かなたくましい少年の育成。また、実践目標には、耐える、鍛える、行えると、こういった項目がこのしおりの中には示されております。今犯罪の低年齢化社会と言われておりますけど、この要因は今読み上げたこのことがすべてじゃございませんけど、こういったことがまさしく大きな影響を与えているのではないかと思います。

広島県が行革の一環で、吉田自然の家を廃止ということでございます。今、事務事業の移管であるとか、権限移譲とか言われておりますけども、このことは本市が、安芸高田市がいかにか企画、立案をしていくか。このことを私は、安芸高田市に試されているのではないかと思います。

したがって、職員の英知を結集して、まだ来年3月までの期間はありますけれども、それまでに本市がどういう方向性を出すのか。こういった企画、立案をもって、県の方へ協議をしていくのか。このことがやはり大きなことにつながって、今後のことにつながっていくものと思っております。

今言いました、県が行革の一環であるとか、または財政難であるということでございますけども、今申し上げましたように、市がきちっと企画、立案を立てて県の方へ協議をもっていけば、私はそれなりの支援、応援というものは国であるとか、県の方でも、本市においてこの教育施設のあり方というものをしっかりと応援していただけるものと確信しております。

宿泊施設でございますが、今、かなりのベッド数もありますがそこまでは私は望んでおりません。多少縮小してでも、近代的なしっかりした施設を改修できるのか、もしくは、建てかえということも多少難

題もあろうかと思えますけども、そういったことも含めて検討すべきではないだろうか。今、吉田町にはサンフレッチェ広島ユースを誘致して、先般もユースの卒業式も行われました。さらには、三矢少年サッカークラブというのもございます。この両チームにとりましては、交流試合、年間かなり行っているわけでございますけども、広島県内から、また広島県外からも多くのそういう交流試合で来られます。遠くから来られたそういったクラブのチームの子どもたち、宿泊する場所がない。また、それには父兄の方もたくさんこの本市へ訪れるわけでございます。

そういった観点から、子どもたちの近代的な施設、さらには、保護者、または一般的な大人も使えるような施設、こういったものをしっかりと企画、立案して県の方へこれから協議へ望んでいただきたい。このことをお伺いいたすわけでございます。

さらに、3項目目の小型除雪機の問題でございます。

このことは皆さん御存じのように、庄原市におきましても、このたびの大雪対策ということで、来年度の予算に小型除雪機、各地域へ貸与すると。この予算が6,100万。さらには大型のロータリー除雪車、ここらも予算にかなりの予算を組み込まれております。地域振興会との役割、これも市長も多分よく言われておるわけでございますが、協働のまちづくりと言われる中で、やはりそういったことを積極的に地域振興会と連携をもって、行っていくべきではないかと思えます。まだ今の段階では、台数がまったく少ないわけござまして、その中には個人的に小型の除雪機を持って、宅地内の除雪を行っている方もいらっしゃいます。

しかし、宅地内だけでなくして、生活道であるとか公道、そしてまた通学路等においても、個人の所有のものを使って除雪をして下さっている市民がいらっしゃいます。この除雪におきましても、かなり石が機械の中に入ると維持管理費も大変であるとか、また、ベルトをたびたび取りかえなくてはいけない。こういったこともございます。そこらあたりも地域振興会との連携をしっかりとって、そこから例えば市が直接助成できないとしても、地域振興会からそういった助成を検討すべきではないかと、このように思っております。

多くの子どもたちも、通学においても、交通安全上問題があるわけでございます。庄原市と本市と比較にはならない雪の量でございますが、そうは言っても昨年からの大雪で、かなり多くの市民の方々が苦慮されたわけでございます。いずれにいたしましても、子どもたちであるとか、いわゆる障害を持たれた方、また高齢者、そういった弱者の方が、大変今困っておるわけでございます。

そういった点におきましても、しっかりと協議をしていただきまして、ぜひとも次のシーズンに向けての対策に取り組んでいただきたいと思います。

この内容につきましては、今すぐという答弁ではないわけでございます。少年自然の家にしましても、除雪機についても、まだ少し有余があるわけでございます。しっかりこの間協議をしていただきまして、前向きな対応ができるようお願いしたいと思っております。

私もこれ以上の質問をいたしませんけれども、今申し上げました何点かについて再答弁をいただきまして、終わらせていただきたいと思います。

松 浦 議 長

以上の再質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

A E Dの問題につきましては、消防長が一番実態を詳しく知っておりますので、消防長の方から補足説明をさせていただきたいと、このように考えております。

それから、少年自然の家の問題でございますが、全くご指摘のように、今後どのようにするかという問題は大変頭の痛い問題で、現在の施設でも一遍に2百人くらい泊まれるようにはなっとるんです。そのかわり階段状のベッドがですね、大きなこれとはまだ太いような、この倍ぐらいのベッドでみんな一緒に寝るような、今頃そんなものとはとも、現在の子どもたちにそれをやれと言っても無理なことなんで、そういう大きな施設もありますんで、そこらをどのようにするかということとあわせて、宿泊施設をつくっても本当にそれがペイするかどうかという問題もあるわけでございます。

吉田にはホテルがないのもそのペイしないという証拠だろうと思うんですが。サッカーではご指摘のとおり随分交流があるわけでございます。これを聞いてみますと、大体食事つきで4千5百円くらいで納めてくれとこういうような状況のようでありまして、余計とるとまたよそへ行くと、現在でも三次に行ったり、広島でやっておると、まあ、こういうこと。そこらでもやっぱり4千5百円から5千円までというところのようでございます。いろんな実態を考えて、せっかくある少年自然の家でございますので、何か有効に今後使える方法があるか、ご指摘のように、あれを全く崩して新しいものにしていくか、あの施設を今から改修することになれば大変なことになる。そこらも十分議会の皆さんと協議しながら、将来を踏まえてご協議をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

それから、小型除雪機の問題については、本年の大雪で特にそういう問題が、必要性が出てきておるわけでございますので、現在、美土里、高宮で6台配置しておりますが、そこらの利用状況ともに見ながら、庄原市あたりもいろいろ考えておられるようでございますので、そこらも参考にしながら、今後協議をさせていただきたいとこのように考えております。

松 浦 議 長

引き続き、答弁を求めます。

消防長 村上紘君。

村上消防長

失礼をいたします。それでは藤井議員さんからの再質問に対しまして、A E Dのことにつきましてのご説明をさせていただきたいと思っております。

質問の中にありました県の方への調査の結果、A E Dを使った件数が8件、それに基づいての蘇生率がゼロだったということに対しましてご質問でございますが、このA E Dと申しますのは、一般市民の皆さんたちがお使いになることができるようになったのは、16年の7月からでございます。で、救急車の方にはもうそれ以前から専門的な技術のひとつとして、A E Dのレベルの高い器械が積載をされておまして、それを使いまして、過去にずっと救急出動する時に、心疾患の患者さん、特に心臓が停止した患者さんにつきましては、現場到着と同時にそれを使用しておったという実状のなかで、16年度中の実績が8件やって蘇生率がゼロということになります。

その大きな理由、1件1件の理由は、ちょっとここで情報を掴んでおりませんけども、大きな理由としましては先ほど、議員さんのご質問の中にもございましたが、時間とともに蘇生率が非常に下がってまいります。おおむね5分ないし6分を経過しますと、蘇生率がゼロ、要するに命が助かる、心臓が開始するのがゼロというそういう統計結果が出ております。ということになりますと、それをそのとおりそっくりあてはめると、救急車が5分ないし6分以内に現場に到着して、そういう心臓が停止した患者さんにA E Dの対処をしなければいけないということからですね、そういう状況が16年度中に少なかったために、蘇生率がゼロということになっておるんだろうというふうに、今のご質問に対しての第一段階の説明でございます。

次に講習等についての周知徹底、今後どうするかというご質問がひとつございました。これにつきましては、16年の7月からA E Dが一般市民に使えるようになったという法改正のもとで、直ちに消防本部の方では市民に対しまして啓発、技術指導、これの準備に入らせていただきました。いろんな機械の購入をしなければ、技術指導ができないということもございまして、16年度中に訓練用の機械を購入いたしまして、17年から早速、一般市民に対しましてA E Dの技術指導に入らせていただきました。17年度中の一般市民のA E Dの講習結果が、1,165人の市民の皆さんたちにA E Dの技術指導をさせていただきました。18年度中も、引き続き市民の皆さん方にA E D講習をいろんな機械を使いながらしていきたい。18年度の予算の中にそういう技術指導をする訓練用資器材を、さらに購入していただけるように予算のお願いを現在して、計上させていただいておるところでございます。さらに普及を広げていきたい。併せまして、消防の広報紙というより市の広報紙、またいろいろな技術指導なり、査察なり、住民指導していく過程の中でそういう資料の中にもA E DのPRをしていきたいと、多くの市民にご理解をいただきながら、各家庭にもA

E Dの購入を広げていきたいというふうに考えております。

17年度中には、教育長の方からもご相談がありまして、教育関係施設等に対しますA E Dの普及をはかっていきたいんで、まず教職員への技術指導もしてほしいということで、17年度から今後将来に向かって、継続的に教職員に対しますA E Dの技術指導もしていきたいと、17年度は1度ほどやらせていただいております。今後、そういうかたちで教育委員会等とも協議しながら、A E Dの普及もはかってまいりたいというふうに考えておりますので、市民への講習については、そういうかたちでご回答させていただきたいと思っております。

以上です。

松浦議長

続きまして、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

佐藤教育長

先ほどのA E Dの配置について、お答えをさせてもらいたいと思っております。

冒頭、お答えさせてもらいましたように既に配置しとりますのは、温水プール1施設のみでございます。3月補正をいただきましたので、B & G海洋センターについては、市内の3カ所に配置をさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。今後の配置につきましては、先ほど答弁させてもらったとおりでございます。

また、少年自然の家の活用等についてでございますが、市長の方の答弁にもございましたように、教育委員会としてもその必要性については十分認識しとるわけでありまして、利用者数が少ないという結果が出ておるわけですが、16年度も17年度も、そして来年度につきましても、小学校につきましても、ほとんどの学校が100%とは言えませんが、ほとんど利用しておるんでございます。利用はしておりますけれども、絶対数が少ないんです。それは1年生から6年生までそこをずっと年間通して利用するというわけにはまいりません。学校のいろいろなリズムを考える中で、5年生あるいは6年生に限定をして、年に1回程度利用するというところでございますから、小、中学校合わせましてもすべて合わせましても、限られた人数しかありませんので、そうすると利用者が少ないということでございますが、安芸高田市内だけで全部を賄うということは、どうてい難しい状況になると思っております。福山少年自然の家については、存続ということがございますけど、あそこは福山市がございまして、尾道市がありますし、三原市がある。そして、府中市もそういうところを利用するということができるわけでございますが、ここの地域と、あそこの地域を同じように数字で考えてもらったんでは、どうしても数の上では勝てないと言うのはあれですが、十分な数値を達成することはできませんけれども、市内の学校については、そういう意味で協力をしてもらっとるのは事実なんです。必要なことは、それぞれの学校については理解をしておりますが、先ほど申し上げましたように年に2回も3回もそこで宿泊する

ということは、なかなか学校のリズムということを考えて時に、難しいという現状もあるということもご理解いただきたいと思います。

また、小学校は利用するけども、中学校はどうなんかということもあるかもわかりませんが、小学校で利用した同じ施設を中学校になってまた同じように利用するということになると、よほどのメニューを考えないと、子どもたちにも変化を持たすことができないということがございまして、我々の方といたしましても市内の公共施設の利用については啓発には努めるところですが、絶対数の意味から言いまして、十分なことができないという点についてご理解いただきたいと思います。

ただ、先ほど市長さんの方の答弁ございましたように、老朽化も進んでおりますし、昔は湧永の選手も泊まって、合宿して試合に臨むということもあったんですが、天井の高さを考えましても少年自然の家という施設になっておりまして、天井も低いんであります。階段式のベッドもありますが、一部屋に12人というかたちになっておりまして、今そういう施設で泊まれるかどうかということについては、子どもだからいいじゃないかということもあるかもわかりませんが、なかなかそういう面については難しいところもあるわけございまして、抜本的に改築するのか、あるいはどうするのかということについては、十分私達も知恵を出しながら考えさせてもらう必要があると思っておりますのでございます。

以上です。

松 浦 議 長

以上で、答弁を終わります。

答弁漏れはありませんね。

以上で、藤井昌之君の質問を終わります。

お諮りいたします。

この際、11時10分まで休憩といたします。

~~~~~

午前 10時55分 休憩

午前 11時10分 再開

~~~~~

松 浦 議 長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

9番 松村ユキミさん。

松 村 議 員

議長、9番。新政会の松村ユキミでございます。先に通告しております、児童、生徒の読書活動についてお尋ねします。

現在の子どもたちの状況は、テレビやコンピューターの導入で、非常に情報化が進んでいます。このような多くの情報の中から児童、生徒が自ら必要な情報の収集、選択、活用する能力が求められております。

しかし、その中で、児童、生徒の活字離れ、読書離れといった問題が指摘されておるところであります。そのことから、学校図書館の重

要性がますます大きくなっておろうかと考えるものでございます。

子どもにとって読書は、想像力や考える習慣を身につけ、豊かな感性や情操、そして思いやりの心をはぐくむ上で大切な営みであり、人としてよりよく生きる力をはぐくみ、人生をより味わい深い豊かなものにしていくために欠くことの出来ないものであるかと思えます。学校教育におきましても、自らを学び、自ら考える力をはぐくむとともに、豊かな感性や人間性を育成することが大切であります。その意味からも学校図書館や読書活動の果たす役割は大なるものがあるかと思えます。

そこで、学校図書館の現状についてお尋ねをいたします。

まず、1点目といたしまして、各学校の図書館の蔵書について、文部科学省の示しております基準に達しているか現状をお尋ねします。

2点目といたしましては、図書館運営の中心としての役割を果たす司書教諭、また、図書指導教諭の実態はどうなっているのか、各学校の取り組みをお尋ねします。

3点目といたしまして、児童、生徒の現在の読書活動の実態についてお尋ねします。

このことにつきましては、これまでも保護者や地域の人材、また、読書ボランティアの活用等々により、朝の10分間読書時間、また読み聞かせなど現在どのようになっているのかお尋ねします。

第4点目といたしましては、現在計画中であります市立図書館については、市内の公民館や図書館などとのネットワーク化の充実や、開館に備えてましての図書、資料購入費等について、本年度の予算計上を見たところでございますが、その内容といたしましては、一般図書の冊数、また、子どもたちにとっての学習書等々の内容について計画をお尋ねしたいと思います。

松浦議長 ただいまの、質問に対し答弁を求めます。

まず初めに、市長 児玉更太郎君。

児玉市長 子どもの読書活動についてのご質問でございますが、市としても子どもの健全育成ということから非常に重要なことであろうと思えます。具体的には教育長の方から答弁いたします。

松浦議長 引き続き、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

佐藤教育長 ただいまの、松村議員のご質問にお答えいたします。

1番目の学校図書館教育の充実についてでございますが、お話しただきましたように、読書環境の整備は重要な教育課題であると受け止めております。

さて、安芸高田市立小中学校の、学校図書館の現状でございます。1点目の学校図書館の蔵書についてでございますが、学校図書館図書標準を達成している学校数は、小学校4校、中学校は1校もございません。安芸高田市全体としては小学校が94.3%、中学校が63.5%の達成率となっております。

2点目の司書教諭の実態についてでございますが、このことにつきましては、学校図書館法におきまして、現在12学級以上の学校に配置という規程がございます。本市においては、吉田小学校が該当となりまして、1名が配置され、学校図書館の充実整備、または読書活動推進への中心的な役割を果たしております。

3点目の各学校の読書活動推進のための取り組み状況でございますが、全校一斉の読書活動は、小中学校とも100%実施しております。また、読書ボランティアによる読み聞かせ、ブックトーク等の活動を実施している学校数は、小学校10校という実態がございます。広島県のいろんな言葉の教育ということもございまして、以上のような各学校の取り組みによりまして、結果で申し上げますと、広島県のことばの優秀作品コンクール、あるいは広島県の読書感想文コンクール、あるいは鈴木三重吉賞等各種コンクールへ安芸高田市内からの上位入賞という成果もみられるようになりました。

次に、新図書館の冊数などに関するご質問であります。現在図書館が市内に6館ございまして、新設の図書館につきましては、中央館的役割を持つ施設と考えております。各図書館では検索システムを備え、市内図書館ネットワークによりまして、蔵書データから必要な本の有無を見ることができます。また、県立図書館ともつながりますので、県立図書館の蔵書から必要な本を探し出すこともできるようになります。また、県内の図書館での、システムに入っている場合は、同じように安芸高田市の図書館検索システムから求める本を探し出すことができるようになっております。新図書館の開館に向けまして、内容等を充実をさせていきたいと考えておるところでございます。

また、図書の冊数についてのお尋ねでございますが、新図書館は5万冊を置くことのできる棚を計画しております。当面開館までに4万冊の蔵書の準備をしたいというように思っておるところでございます。その内訳についてでございますが、一般的に言われておりますのは、児童向けが30%、一般向けが70%というのが一般的な傾向でございます。今後、新しく設置します図書館につきましては、県立図書館と緊密な連携、あるいは指導を受けまして、図書の選書、あるいは図書館の運営について十分検討してまいりたいとこのように考えております。

以上でございます。

松浦議長

以上で、答弁を終わります。

再質問がありますか。

9番 松村ユキミさん。

松村議員

ただいま教育長から大変細やかなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

まず、1点目の蔵書についてでございますが、小学校13校のうち4校が到達してるということですので、中学校の方はゼロということなんです。今後そこらあたりの充実をはかっていくお考えがあるかどうかをお尋ねしたいと思います。



また、2点目といたしまして、司書教諭なり司書資格を持った、もちろん12学級、吉田小学校には今現在司書教諭がおられるようにも今ただいま伺いましたが、その他の学級数の少ない学校にも、そうした資格を取った方があって、読書を進めていただくようなお考えは今後ぜひ要望したいと思いますが、お考えがあるかどうか。これまでのデータによりますと、いろいろボランティアとか、読者ボランティアの方々の読書指導もさることながら、やはりそういう司書資格を持った方々の低学年への読み聞かせが、随分本好きの子どもを大きく育てることもデータに出ているようでございますので、ぜひ、とりわけ低学年のところを大切にさせていただきたい思いもございますが、そこらのところを重ねてご質問いたします。

松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

佐藤教育長

ただいまの質問に、お答えをしたいと思います。

中学校の蔵書ということと同時に、小学校も達成率が非常に低いということもございますので、教育委員会といたしましては、できるだけそれぞれの標準に達しますように最大限の努力をさせていただきたいと、このように思っております。

次に、司書教諭の資格者の配置でございますが、先ほど吉田小学校に1名ほど配置がなされておるといことでございますが、これは法によりまして、それぞれの12学級以上の学校については配置しなければならないということで、配置しとるわけでございますが、教諭の数に余分に司書教諭として配置しておるわけでないんです。教諭の数のうちに1人は司書教諭の資格を持った者を配置しなさいということで、各方面から余分言いますか専属で、その図書整理とかいろんな指導とかいうことができるようにということについては、国の方へ要望しておるところでございますが、現在のところ、そういうふうな状況になっていないのが現状でございます。

市内の現在までの職員の有資格者につきましては、小学校で言いましたら5名おられます。中学校につきましては、1名という実態でございます。今後、司書教諭の資格を取るようにという県のひとつの方針もございますので、そういう研修の機会に参加させまして、資格を取らせるように指導してまいりたいと思います。

以上でございます。

松浦議長

再々質問ありますか。

9番 松村ユキミさん。

松村議員

適切な前向きな答弁をいただきました。

本市におきましても、16年、17年と基礎基本の安定度結果をいただいておりますが、年々県平均を上回る大変いい成績、喜ばしい状況となっております。重ねて読書を通しまして、情操的な部分も並行

して、子どもたちの健全育成に備えていただきたいということを要望いたしまして、質問終わります。

松浦議長 以上で、松村ユキミさんの質問を終わります。

~~~~~

松浦議長 続いて、通告がありますので発言を許します。

5番 小野剛世君。

小野議員 新政会の小野でございます。先に通告をいたしております大枠3点につきまして、市長並びに教育長、関係部課長にご質問を申し上げます。

平成18年度の市長の施政方針と予算を受けまして、平成17年度の方針と予算執行を総括して、18年度にどうつなげるかが重要であると考えられます。18年度に示されました予算が、並びに市長の施政方針に関する質疑は、委員会において行うものといたします。

さて、17年度当初予算227億8千万円、補正を入れまして283億2,200万円の一般会計が執行されたわけでありまして。合併の混乱の影を落としながら、その施策と執行を総合的には、大きく評価いたすものでありますけれども、市長はどのように総括されるのか、まずご所見をお伺いしたいのであります。

本市を取り巻く社会経済情勢は極めて厳しい局面を迎える中、安芸高田市総合計画に掲げる重要懸案事項については、ハード事業は、特別養護老人ホーム建設が実現いたし、第2庁舎文化保健施設建設も着々と進み、広域葬斎場への計画実施の計画がされておるところでございます。また、農畜産物処理加工施設も着工の運びとなりました。一方、道路整備網につきましても、地域広規格道路は吉田～向原線の実施の運びとなりまして、東広島への延長に一層の努力が望まれるところであります。こうした成果は非常に高く評価されるものと思えます。

さて、17年度示されました施策が、18年度の施政方針にどうつなげられたかという視点から、欠落する部分について2、3お尋ねしたいと思います。

まず、まちづくりソフト事業としてまちづくり委員会が設置され、大きな期待が持たれるものと認識をいたしております。ただし、その展開及び運営にはいろいろと課題が生じると考えられます。決して第2の議会になってはならないと考えるのであります。このことにつきまして、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、定住と交流のネットワークづくりについてでございます。

市の玄関と位置づけられたJR向原駅周辺の開発のうち、パークアンドライドは完成を見たところでございます。駐車場だけでなく、玄関として、周辺整備に一層の開発が望まれるところでありますけれども、今後の整備について、どのように計画されておるのかお伺いするもの

であります。

若者定住についてであります。

住宅マスタープラン及び住宅ストック総合計画に基づき整備を進める方針が示されてまいりましたが、その進捗状況をお尋ねします。並びに、昨年3月の定例会におきまして、ご質問と提言を申し上げ、前向きな答弁を頂戴いたしておりますところの、若者定住促進の住宅並びに住宅用地の確保等々の施策にプロジェクトをつくり、対応するという件、及び行政指導による民活利用導入による施策の進捗はどのようになっているのかお尋ねするところであります。

生涯学習についてであります。

多彩な学習機会を促進し、地域の特性を生かした生涯学習推進と、施設改修が示されたところであります。が、しかし、地域においてはその格差が多く見られるのであります。公民館や既存施設の利便性や利用者へのサービス向上にどう対処されたのか。特に既存施設への増改築を含めた今後の対応について、お尋ねをいたします。

環境と共存するまちづくりの現状についてであります。

都会にない美しい山や川があり、その環境保全に行政自らが率先して行うという、昨年の施政方針演説の中で宣言されております。しかし、まだまだ不足の部分が多く、我が向原町にも町の中央に荒廃した河川が手つかずで現存をいたしております。こうした環境への取り組みについて、計画的な施策を行う必要があると考えるわけですが、どう対処されるかお伺いをするものであります。

次に農業、産業、商工業であります。

平成17年示されました施策が、着々と成果をあげていることは高く評価をいたすところであります。特に、先日着工の運びとなりました農畜産物処理加工施設においては、大きな期待がされるところであります。新に農家の立場に立った気配りが一層望まれるところであります。その対応についてのご所見をお伺いいたします。

大枠2点目について、お尋ねを申し上げます。

平成18年度予算が207億6千万円と提示されました。合併前の財政推計は、その1年の試行期間を加えると5年目となるわけであり、その間の経済状況は、急激な変化をいたしてまいりました。合併時の財政推計は市債を含めた予算規模が平成16年度286億、これは約でございますけれども、現実には258億でありました。平成17年度250億、現実には238億でございます。平成18年度、238億、それに対して207億6千万の予算でございます。歳入も、地方税は横ばいで推移をしていると思うんですけども、地方交付税も国庫支出、県支出も大幅に減少して、市債発行にも限度があるわけであり、こうした中、公債費は上昇し、市の投資的財源は極端に減少し、そういう状況にあるわけであり、行政改革も進めて、節約も行わなければならないのは当然でありますけれども、新市建設計画の

規模縮小を含めた見直し及び微調整が必要と考えられますけども、いかがでしょうか。このまま推移すると、その計画も絵に描いた餅となり、先の展望が開けない、期待だけが重荷となる閉塞感に、それだけが残る状況になると考えられるものであります。市長のご所見をお伺いいたします。

また、投資的財源が減少する中、発想を変えて自主財源を増やす策に視点を置く。すなわち住宅、産業、商工業、農業生産等々に力点を置き、雇用と人口と消費の拡充を図り、税収を増やすという施策を視野に入れた予算づけが必要だろうと思うんでありますけど、市長のご所見をお伺いするところであります。

大枠3点目であります。

県は平成18年度当初予算、昨年費27%減の9,741億円と提示をいたしました。そうした中で、県政指針として新たな総合計画を打ち出す基本政策、すなわち人づくり、活力づくり、自治づくり、安心づくりであります。その中での新展開政策も含めた市としての対応、それをどう生かすか市長のお考えをお伺いいたしまして、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

松浦議長

ただいまの、質問に対し答弁を求めます。

児玉市長

まず初めに、市長 児玉更太郎君。

小野議員さんのご質問に、お答えをいたします。まず、第1点の平成17年度予算執行を総括というお尋ねでございます。

御存じのように、平成17年度は合併2年目を迎えたわけでございます。3月の1日からは合併3年目に入ったということでございます。たびたび申し上げておりますように、合併建設計画の大きな課題でございました特別養護老人ホームにつきましては、御存じのように竣工をいたしました。次の第2庁舎・総合文化保健福祉施設の問題につきましても、特別委員会でご報告をしておりますように、3月末に入札をすところまで運びをさせていただきました。3点目の大きな課題でございました広域葬斎場の整備計画につきましても、議会の特別委員会で現在場所を決定していただくという方向で、検討をいただいております。そのように3つの重点事業については大体目鼻がついた状況であろうと、このように認識をしております。これは、ひとえに市民の皆さんのご理解と、議会の皆さんのご協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

ハードの面についての今の3点は、ほぼ見通しが立ったような状況でございますが、一方、ソフトの方の大きな柱でございます地域振興につきましては、合併後市内の32の地域振興会組織の活動に平準化の兆しが見られるようになり、いずれの地域振興会組織も地域特性を生かしたたまちづくり、地域づくりを、住民主導型の地域活性化に積極的に取り組んでいただいております。

本市の財政状況は依然として厳しく、その他にも多くの課題を抱えてはおりますが、平成18年度におきましても、全職員が一丸となって課題解決に取り組み、市民の皆様にご真に信頼される行政執行体制の

構築に努めてまいりたいとこのように考えておるところでございます。

次に、まちづくり委員会の課題ということでございます。

まちづくり委員会は、安芸高田市のまちづくりに住民の意向を反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するために設置したものでございまして、地域振興会を中心としたさまざまな活動をとおして得た地域課題を集約し、その解決へ向けての提案や提言を行っていただく機能を持っているものでございます。こうした提言や提案は、十分に調査検討をさせていただき、必要な案件については、議会へはかり適切な議決をいただくよう考えておるところでございます。

合併建設計画の段階で、国は地域審議会をつくることができると、こういう制度を設けたわけでございますが、この地域審議会というのは、市長が任命する審議会でございますが、これは本来の自治組織じゃないということで、安芸高田市としては、あくまでも住民の皆さんの組織を持った振興会を中心にしたまちづくり委員会をやっていこうと、こういうことで、基本方針をつくったわけでございます。

国の考えた地域審議会なら、第2議会ということも我々は心配をしたわけでございますが、第2議会にならないように、本当に住民の自治の組織をつくるということで、まちづくり委員会をつくったということでございまして、各地域の連合組織から各旧町でございますが、5名ずつの委員さんを選出いただきまして、30名の委員によって、年に5回程度のまちづくり委員会を開催して、必要に応じて小委員会を設けて、組織間の連携、連絡やまちづくりのための研修や調査、研究、さまざまな協議を進めております。市といたしましては、地域課題の解決に向けて、まちづくり委員会と連携を深めながら住民と行政の役割、協働の関係を明らかにしながら、安芸高田市のまちづくりを進めてまいりたいとこのように考えておるところでございます。

続きまして、JR向原駅周辺整備の課題でございます。

このことにつきましては、合併前からの課題でございましたが、平成17年度には、駅の東口のパーク&ライドとしての駐車場整備、駅ビル一階の商業施設、ラ・ポートも改修オープンしたところでございます。今後、より一層関係部局や支所、商工会等と連携をとりながら、これら施設等の充実活用を図ってまいり所存でございます。

また、周辺整備の大きな課題として、主要地方道の吉田豊栄線バイパス、広島三次線の歩道整備などがございますが、県におきましても、整備へ向けて鋭意努力をしておるところでございます。バイパスにつきましては、関係皆様のご理解とご協力によりまして、NTTの施設と用地を除きましては、ほぼ全線買収を済ませていただいたところでございます。平成18年度からは、一部の工事に取りかかっていただけのものでございます。広島三次線につきましても、増大する交通量に対応して、歩道整備に向けての調査費を、平成18年度予算へ計上していただくよう、県に要望しておるところでございます。その他、旧町時代に計画されておりました各種事業につきましても、先般完成しました特別養護老人ホームの建設などによりまして、おおむね

整備ができたのではないかと考えております。

なお、今後の整備計画につきましては、御承知のように非常に厳しい財政状況でございますので、これらを踏まえながら、さまざまな角度から検討をしてみたいとこのように考えております。

次に、若者定住住宅建設のための民活導入についてというお尋ねでございます。

まず、定住促進プロジェクトについてのお尋ねでございますが、平成17年5月に市内の定住促進プロジェクトとして、自治振興部、福祉保健部、産業振興部、建設部、農業委員会のそれぞれの関係部課によりまして、定住推進対策連絡会議を設置いたしました。定住対策におきまして協議、検討し、推進方策を探っているところでございます。具体的な取り組みといたしましては、市内にございます空き家の有効活用を促進する安芸高田市空き家情報バンク制度を創設し、安芸高田市のホームページへ掲載しております。また、ひろしま夢ぶらざ内の広島県定住促進センターへ地域交流をとおして、定住促進するため各種イベント情報の提供を行っているところでございます。

次に、若者定住住宅の建設につきましては、平成18年度は高宮町川根地域に、田草団地7戸分の用地を造成し、当年度に住宅2戸の建設に着手する計画をいたしております。また、住宅マスタープランの住宅ストック活用方針に基づき、既に用途廃止となっております向原町の小丸子住宅及び甲田町の寿住宅等の公営住宅跡地と、現在土地開発公社が保有をいたしております甲田町の上甲立住宅団地用地も含め、用地の活用について、若者定住に向けた検討をしてみたいと考えておるところでございます。

また、民活利用導入による施策の進捗につきましてのお尋ねでございますが、良質で適切な家賃の民間賃貸住宅建設の促進につきましては、既存民間賃貸住宅との整合等の課題を整理する必要がありますので、今後も検討を重ねてみたいと考えております。

公民館や既存施設の増改築につきましては、後ほど教育長から答弁をいたします。

荒廃した河川の整備でございます。質問につきましては、普通河川大迫川の改修計画であろうかと思っております。

この河川は、砂防法に基づきます砂防指定地内を流れる河川でございますことから、旧向原町においても県に対して再三改修要望をしておると聞いております。新市におきましても、担当部において問い合わせや要望を行っておりますが、残念ながら緊急性及び優先度から、その実施には、時間を要するとの感触を得ているところでございます。また、普通河川でございますことから、市において整備する計画であれば、砂防指定地内の制限行為に関する協議を行い、市で実施することも可能であると考えますが、河川法等に基づかない法定外公共物でございますことから、市内全域の状況を把握し、その緊急性、公益性及び財政制約を検討して事業熟度を判断することも必要であると考えております。

今後とも、地域課題につきましては、関係機関への要望活動を行い

ますとともに、環境保全につきましても、河川美化月間などを通じて、市民の皆様方に、その必要性を啓発してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、農畜産物処理加工施設への取り組みについてのお尋ねでございます。

本施設につきましては、安芸高田アグリフーズにおいて工事発注され、地元地域の皆様のご協力により、今秋の本格稼働を目指して工事が進められております。もとより、本事業は、本市の農業振興につなげることが大きな目的でございます。計画をしております米の年間1,500トンの消費というのは、これは、安芸高田市の米の4分の1に相当するものでございます。多品目野菜の供給目標へ向けて、また、全力で取り組んでまいります。今年度から、特に野菜生産の拡大を図るため、農業技術指導員を設置してまいります。また、生産部門を担っていただきます広島北部農協と、緊密な連携を図ってまいりたいと考えておるところでございます。このことについては、本日の中国新聞等にも出ておりますので、ご覧をいただければと思います。

新設計画の見通し及び微調整をというお尋ねでございます。

新市の建設計画につきましては、合併協定項目の1つで、6町の合併協議の中で取りまとめていただいたものでございますので、極めて重く受け止め、また、それを着実に実現してまいりますことが重要であると認識いたしております。また、本市の長期総合計画につきましても、この建設計画を受け継ぐかたちで、昨年度策定をいたしましたところでございます。

一方、議員のご指摘のとおり、市の財政につきましては、政府の三位一体の改革に伴います補助金、地方交付税の減額、回復基調にあるとはいうものの、引き続く景気の低迷に伴う市税収入の減少等により、本市を取り巻く財政環境は合併当時に比べますと著しく厳しい状況になっておりますし、政府が約束をした合併市町村に対する交付税を減額しないという約束を、これは既に反古にされておると。年々この交付税が減っておるとというのが、実態でございます。非常に厳しい状況に変化をしております。また、広島県の機構改革、事務移譲具体化プログラムに伴い、平成18年度から、これまで県で実施しておりました事務事業が段階的に移譲されることとなっております。

したがって、新市建設計画を策定した時期から見ますと、相当大きな、特に財政的な環境が変化をいたしていることは、私も認識しておりますが、先ほど申し上げましたように、この建設計画は、合併に伴って作成されましたという重みがございますので、基本的に尊重すべき、その実現に向けて全力をつくすべきものと考えております。ただ、今日、非常に厳しい行財政環境にございますことから、今後の具体的な事務事業執行にあたりましては、新市建設計画をベースに策定をいたしました長期総合計画の実施計画に基づいて、中長期的な財政推計等をもとに、毎年度ローリングを行い、事業熟度、緊急性、地域間バランス等を総合的に勘案いたし、規模の縮小も含め、計画的に執行していく必要があると考えております。ご理解を賜りますようよ

ろしくお願い申し上げます。

次に、ご質問をいただきました税収確保の施策展開というお尋ねでございます。

自主財源の確保へ向け、発想を転換した積極的な施策展開が必要であろうかと考えております。このためには、安定した雇用の場を確保するための企業誘致はもちろんのこと、将来へつながる若者の定住へ向けた魅力のある総合的な生活環境整備が必要と考えます。今後は、高齢者福祉のみならず、子育て世代への福祉の充実が求められておりますことから、若者定住住宅の整備、保育環境の整備、学校教育の充実など、子育て支援のための積極的な施策を展開し、子育て世代への魅力ある、安芸高田市の創造に努めてまいります。

本市は、広島市や東広島市と隣接をしており、これから新たな発展の可能性を大きく秘めております。道路整備など、交通網や情報網の整備とあいまって、子育て環境などの充実を図り、安心、安全の暮らしを実現できる、勤労者にとりましても生活拠点として魅力のあるまちづくりをやってまいりたいと考えております。

次に、県予算を受けて、市としての対応というお尋ねでございます。

御承知のとおり、広島県におきましては、平成12年に策定した県政中期ビジョン、ひろしま夢未来宣言が、平成17年度に計画期間が終結することから、これに次ぐ新たな総合計画の中間まとめを平成17年12月に発表されております。その総合計画の指針となります基本政策については、これからの広島県の明日を拓く人づくり、活力づくり、安心づくり、自治づくりを掲げておられます。このことは、本市が策定しております総合計画の理念とまさに一致するものであろうかと考えております。また、この基本政策の実現のために、それぞれの項目ごとに重点プログラムを定め、分権改革の激動期において、また、行財政改革の真只中において、特に優先的に取り組むべき施策を明らかにしております。

広島県が策定されました、新たな総合計画に基づく具体的な新施策の実施につきましては、各分野において連携し、本市においても取り組める事項につきましては、積極的に対応してまいりたいと考えます。とりわけ、本市の基幹産業となります農林業につきましては、担い手を中心とした力強い農業構造の確立に向けた施策展開が図られることになっており、具体的な施策の実現に期待しているところでございます。

以上でございます。

松 浦 議 長

続きまして、引き続き答弁を求めます。

佐 藤 教 育 長

教育長 佐藤 勝君。

公民館、既存施設の増改築についての対応についての質問でございますが、現在市内に公民館や、公民館機能を持った施設が、それぞれの町でこれまで整備されてきており、その施設は、多様な学習機会の提供する場所として使われてきております。吉田におきましては、今年度公民館から、総合文化福祉施設に建てかわりますが、市内各地の公民館や現有施設は老朽化してきているところがございます。特に、

向原の公民館が昭和45年に建設され、市内公民館では甲田公民館の次に古い建物となっています。また、若者センターでその補充機能もしていますが、その若者センターも昭和57年の建築で、近年の類似施設と比較いたしますと、設備的に老朽化している状況にあると考えています。若者センターを利用するとき、舞台発表時に楽屋から舞台へ行く通路がないので、客席の横を通路とするのを避けようとするれば、外から舞台横の出入口を利用することになります。天気の悪い日など特に不便をきたしているという現状を聞いておるところでございます。

大規模な増改築等については、現在のところ考えておりませんが、今後利用者などともよく協議をいたしまして、当面の問題として、舞台発表時には、建物玄関から舞台横までの外側通路を確保し、利便性が向上するよう研究していきたいと考えておるところでございます。

松浦議長

以上で、答弁を終わります。

小野議員

小野議員さんにお諮りしますが、再質問がありましたら短く。

松浦議長

議長。

再質問があるようなので、再質問を求めます。

小野議員

5番 小野剛世君。

時間がきたので、あれですけれども、おおむねご答弁をちょうだいしまして、想定いたしましたご答弁がいただけたように思うわけでありまして、1点だけお願いをしておきたいことは、新市の建設計画非常に重要な、言ってみれば、安芸高田市の憲法のようなものであろうと思うんであります。そのことは重視していくというその精神は非常に大切なんでありますけれども、現実において、それを実施していくには経済的な環境がそれについてこない、この現状を十二分に認識していただいて、決められたことは決められたことでありますけれども、私が申し上げているのは希望であるとか、また微調整をしながら、そのものを一日も早く達成するということが大事だろうと思うんであります。合併時に6町それぞれがいろんなことを思い、そして、合併すればそれが成就できるだろうとこういう期待感をもって、あの10カ年の予算の規模の中で、こういうことも完成が早いだろうということで合併をいたしたわけでありまして、その基盤になる10年間の大きな予算の規模が現実に崩れておると、こういう中で閉塞感だけが溜まってしまいうんではなかろうかと、かようなことを心配するわけでございます。したがって、できるだけ早くそのことを実行せしむるためにも少しの微調整が必要かと、こういうようなご指摘を申し上げたわけでございますので、その点もよろしくお考えいただきたいと思うんであります。

第2の質問につきましては委員会において行いますので、これで質問を終わります。

松浦議長

答弁はいかがですか。

小野議員

もしあれば。

松浦議長

答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

ご指摘のように、合併の建設計画の時に、私は県議会で安芸高田市の合併建設計画が承認された時に、全部の建設計画を金に直したら600億かかると、このようなお話を聞きました。これはもちろん、道路もあれば、ほ場整備もあり、上水も下水もありとあらゆるものを10年間でやらにゃいけんものをまとめたら、それだけということであるわけでございまして、その中にいろいろ問題が入っておるわけでございまして、しかし実際に、現在非常に財政が厳しくなっておりますので、やはり優先的に必要なものからそういうものやっっていくということで、この600億を全部10年間でやりあげるとするのは、私はこれはちょっと不可能なことであろうというように考えておるわけでございまして、600億全部やっしまえば10年後にはやることのないなると、こういうことございまして、そこらは財政をにらみながら、ご指摘のように急ぐものからやっっていくと、ということが今後我々としては気をつけていかにゃいけんじゃなからうかとこのように考えております。

松浦議長

以上で、小野剛世君の質問を終わります。

この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~

午後 0時 4分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~

松浦議長

それでは時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。続いて、通告がありますので、発言を許します。

1番 明木一悦君。

明木議員

あきの会、明木一悦です。通告に基づきまして、大卒5点についてお伺いします。

まず1番、障害者の雇用拡大が求められています。その観点からお聞きいたしたいと思います。

いよいよこの春から、障害者自立支援法が施行されます。障害者のある人にとって、大きな改革が始まる年になりそうです。こちらの厚生省のパンフレットによりますと、障害者が大きく変わり、一層充実されると書いてありますが、本当にそうなのでしょうか。同時に、障害者の人たちを苦しめることになることが予想されるのではないのでしょうか。それは、障害者自立支援法に大きな改革の中身に、一定割合負担と軸施設の増加です。言いかえれば、障害のある人は福祉サービスを買う時代がくるということになるかも知れません。自立支援法では、地域で暮らす家庭から独立して生活できる子どもを推進しておりますが、例えば、年齢50歳の障害基礎年金額が、2級6万6千円で、そして、作業所動で収入を得られて、月額が例えば1万円とす

れば、7万6千円の総収入です。その中から国民保険やもろもろの支払をする必要がありますけど、その中で問題になりますのが、やはり所得保障問題であり、医療費の負担であり、家賃、ホテルコスト、定額負担などいろいろな諸問題ではないでしょうか。自己負担が増えるのであれば、やはり収入目の増を考えないといけないと思います。しかしながら、障害のある人たち、雇用条件についてはまだまだ厳しい現状下にあるのではないのでしょうか。今回、障害者程度部分改正では、障害が軽いために比較等となり、年金が受けられなくなるかもしれません。しかし、一般企業などでの就労は困難な人たちです。

しかし、その人たちも何らかの居宅支援、ヘルプサービスなどを受けることによって、就労の道は開けるのではないのでしょうか。障害のある人たちの就労を含めた生活全般の支援をしていくためには、いろんな社会資源、有機的なものを活用する必要があります。そのためには、いろいろな機関、団体が参加するネットワークが必要ではないのでしょうか。

このことについては、私の9月定例会における一般質問でも提案をさせていただいております。また、厚生労働省の方では、障害者雇用支援センターへの助成金とかグループ就労訓練にかかる助成金等の創設なども行って、今年対策に備えております。そこで、障害者自立支援法にあたって、障害がある人たちがもう少し収入が増える施策として、障害がある人の雇用の拡大が必要であると考えております。障害者雇用促進法による、市における障害者雇用率、また、市内民間企業における平均生涯雇用率はどれくらいあって、それは、法的標準値を満たしているのでしょうか。また、一層なる障害者雇用拡大に向けての施策が必要と考えられますけども、どのようにお考えか市長にお伺いするところです。

2番目に、開かれた市政を市民は求めていますという観点から、安芸高田市条例、規則にある各種委員会、審議会、協議会などによる市長より任命された民間委員の皆さんがいます。その民間委員の方々は、非常勤特別職として報酬が支払われてます。それらの内容については、与えた調査研究など自己責任を持ち、自覚を持ち、責務を果たしてもらうということについて、これまでの一般質問でも取り上げてきました。やはり、機能を高め、民間委員としての責任、認識を持って挑んでいくことが大切であり、このあたりについても、ぜひ活動内容等について広報をしていくということを以前の一般質問でも求め、また、それを検討していくということを答弁としていただいております。

そこで市長にお伺いいたしますが、現在、それらの各委員会では議事録がとられておるのでしょうか。また、議事録がとられているのであれば、どのようなかたちで情報公開していこうと思っておるのかお伺いするところでございます。

3番目に、情報インフラ整備、セキュリティに不安があるという声

が聞かれています。

先日開催されておりました総務委員会では、現在のADSL、また、無線LANシステムにおける仮申込みが100%を越えたという報告がありました。やはり、この情報インフラ整備については、市民の関心の一番高いところではなかったかというふうに感じております。そんな中で、現在進められてます小山、竹原、小原の一部地域に整備されようとされてます、無線LANシステムにおける個人情報セキュリティと言いますか、特に利用者のプライバシーにかかわる問題です。

このシステムは、公共回線を利用するためにプロバイダーも選択できないという条件になっております。それは、行政システムのセキュリティの観点からではないかと推測ができます。例えば、庁舎内もしくは、公共施設内における職員のパソコン利用については、すべての回線のアクセス、どこにつなげ何をしてるのかというのは、当然、監視されていることが考えられます。

しかし、このたび、その回線を市民に明け渡し、利用させ、整備されるとしているこの無線LANシステムですけど、行政システムに障害がないようセキュリティの強化をしないといけない半面、その利用者におけるプライバシー問題が重要になってくると思います。監視された中での民間利用になるとなれば、市民のプライバシーの侵害になると思いますが、そのあたりについてどのような対策をとられているのかお伺いするところです。

4番目に、情報提供の公平性には情報取得するための環境整備が求められると考えられます。

現在進められてます情報インフラ整備、これからの情報社会において必要なことであり、先ほども言いましたけど、利用率を見ても利用申込み率を見ても、市民の関心の高さが非常に伝ってくるものです。しかしながら、情報を取得していくためには、それなりの端末機器も必要になってきます。そこで、情報を入手するための必要な情報機器端末、購入に対して市民を対照にした助成金制度を設けてはいかがでしょうか。この財政難の時に、と言われるかもしれませんが、景気を低迷する安芸高田市において、経済効果、高齢者の介護予防など役に立つことは間違いないと思われまます。また、2011年に始まるデジタル放送の対応、それは、直進性のあるデジタル放送用の電波、これにより難視聴地域地域の拡大が考えられています。そうならば、やはりケーブルが友好的な対策になってくるのではないのでしょうか。現在進められておりますインフラ整備、それによる対応も可能になると思えます。

しかしながら、それらを購入するための費用、現在ある総務省における助成金などを使えば、その対応も可能ではないかと考えられるんですが、市長はこのご提案に対してどのようにお考えでしょうか。

最後、5番目の質問として、住基カードの有効利用が望まれるので

はないでしょうか。

皆さんはあんまり見たことがないでしょうけど、これが住基カードです。現在、市内にはこれが10枚くらいしか出てないと思いますけど、どこの支所に寄っても住基カードが使われておる端末が、窓口においてあります。普及率が低迷してる中、やはりそういうシステムがあるのであれば、そういうものを活用していくことが望まれるのではないのでしょうか。以前は、個人情報セキュリティ問題など、取り出され利用者が減ったと考えられますけど、現在のはシステム公式もされ、昔よりも技術が進み個人情報に対するモラル意識も社会に広がってきております。

そこで、いろんな角度からこのカードの普及と市民サービスの向上に図るにあたり、例えば公共施設の利用料金を先日条例案でも提案されてますけど、その割引に対するシステム導入をしたらいかかでしょうか。例えば、市民としての証明書に使うとかが可能になってくると思います。また、今ある図書カードについても、これで対応できるんじゃないかというふうに考えます。このような住基カードの利用方法を普及させる提案について、どのように市長はお考えでしょうか、お伺いするところです。

なお、答弁によって再質問は自席で行わせていただきます。

松 浦 議 長

ただいまの、質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

ただいまの、明木議員のご質問にお答えをいたします。まず、障害者の雇用拡大についてというお尋ねでございます。

障害者の雇用の促進等に関する法律第6条には、地方公共団体の責務として、障害者の雇用について事業主、その他の国民の一般の理解を高めるとともに、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために、必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならないと定められておるわけでございます。この法の精神から、民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める立場の責任は重大であると認識しているところでございます。

なお、民間企業における平均障害者雇用率は、広島県内の企業平均で、平成16年6月1日現在で1.50%、地方公共団体の平均雇用率は2.14%でございます。なお、本市の障害者雇用率は、昨年の6月1日現在で、市長部局が0.27%、教育委員会部局が3.28%でございます。教育委員会におきましては法定雇用率2.1%を超えておりますが、市長部局においては未達成の状況が、合併後続いているところでございます。

今後におきましては、現在策定中の定員適正化計画に基づきまして、計画的に、また、積極的に採用していくように取り組んでまいりたいと思っております。

次に、開かれた市政というお尋ねでございます。

ご質問をいただきました各種委員会、審議会及び協議会等につきま

しては、それぞれの会議ごとに、事務局を担当しております関係課におきまして、会議の内容を記録し保管をいたしております。これらの会議録につきましては、原則的に、閲覧申請による情報提供というかたちで公開をいたしておるところでございます。ただし、委員会、審議会によりましては、設置目的の性質上、個人情報に関係するものや、公平で自由な議論の確保などの観点から、会議を秘密会とし、公開に適さないものもございます。そのことから、会議録も非公開としているものでございます。

今後におきましては、各種委員の公募などと併せ、特別な事情のあるものは除き、想定されます手法を広く活用し、積極的な公開に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、情報インフラ整備のセキュリティについてのお尋ねでございます。

平成18年度事業といたしまして、吉田町小山、竹原地区、甲田町小原の一部地区について、無線アクセスによる高速インターネットサービスを提供する計画でございますが、使用する無線の周波数帯を5ギガヘルツとしており、この周波数帯は、他のものよりも干渉や妨害を受けにくいと言われております。また、サービスに使用する機器には、ネットワークへの接続を許可するパソコンを制限する機能や、無線区間でデータを暗号化する機能を搭載した機器を使うことで不正アクセスを防ぎ、個人情報セキュリティを確保いたします。また、無線アクセスシステムのみならず、市民の皆様がインターネットを利用されるうえで、パスワードの管理や電子メールによるウィルス感染への注意など、個人レベルでの情報保護につきましては、教育委員会が実施する公民館教室などで行われておりますパソコン教室において受講項目として講習していただくことにより、セキュリティ意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、通信事業者としての安芸高田市は、メールサーバーを設置し管理いたしますので、メールをチェックすることは可能な状況となります。ただ、通信事業者としての法規制と本市の個人情報保護条例により、情報の漏洩等には厳しい規定がございますので、職員がこうした違法行為を行うことはないものと考えております。

続きまして、情報取得における端末機器購入に対する助成制度についてのお尋ねでございます。

確かに、インターネットを使って情報取得をしていくため、端末機器を購入される場合、高額な負担をしなければならないと思われがちでございますが、中古品や簡易な端末機器の利用により、安価な費用で情報取得ができることも聞いております。また、現在、広島県内には、そのような制度を持つ自治体はないように聞いております。

したがいまして、市の財政状況、既に購入された方への対応、公共性のある情報取得以外にも個人的趣味等に使われることもございますので、パソコン等端末機器購入に対する助成は難しいものと考えております。ご理解を賜りたいと思っております。

続きまして、住基カードの有効利用というお尋ねでございます。

本市におきましては、住民基本台帳カードの交付枚数は、平成17年8月31日現在で63枚でございます。3万4千の人口に対しまして、0.18%の交付割合でございます。ご質問をいただきました公共施設利用料市民割引につきましても参考とさせていただき、関係各部と協議し、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

松浦議長

以上で、市長答弁を終わります。

再質問がありますか。

明木議員

議長。

松浦議長

1番 明木一悦君。

明木議員

再質問させていただきます。

まず第1点、障害のある人たちの雇用拡大の関連としまして、就業サポートしていく上で民間企業に働きも必要と思っております。そこで、先ほども答弁でもいただきましたけど、啓発運動が必要になってきます。また、企業支援費などを考えてはどうでしょうか。そして、民間企業において障害のある人を受け入れてくれた所に対しては、市としての優遇制度、例えば入札業者、社会貢献ポイント制などを設けていくことは考えられてはいかがでしょうか。その考えについて、市長のお考えをお伺いいたします。

第2番目に開かれた市政ということで、確かに秘密会としていく必要性のあるものもあると考えられます。それについては、市長の答弁のとおりだというふうに考えられます。

以前、ある委員会で傍聴を希望したところ、議員が傍聴するのであれば、民間委員の方がやはり意見が出せなくなるというような懸念があるというようなことで、遠慮していただきたいということを伝えられたことがあります。協働のまちづくりで、市民も行政とともに汗を流す、市長が常日ごろ申されていることであります。これまで市民が、やはり、意識として開かれた協働のまちづくりとなっていかなければならないのではないかと考えております。また、その会議は、やはり先ほどの答弁にあったとおり、議事録はとられてないような会議であったのかもしれませんが、議事録も見せていただけませんでした。資料を要求したのですが、再々にわたって要求したのですが、少しずつのこま出しというかたちでいただきました。非常に残念なことです。いまだかつて、その資料についてすべていただいているわけでもありません。

市長が進める協働のまちづくり、これにはもっともっと開けた考え方が必要になってくるのではないのでしょうか。委員会における傍聴、誰でもが傍聴できるようなこと、また、議事録を残すことがこれからの開かれたまちづくりの考え方ではないかというふうに考えます。例えば議事録と言っても、いろいろあると思っております。議事録のとり方には最初にテープをおこしていく方法もありますけど、例えば委員会の中で最終的に皆さんの委員の同意をとり、これを議事録とするというものをつくっていく方法も考えられます。まとめたかたちの議事録だ

と思いますけどそういうものであれば、公開していただくことができるんじゃないでしょうか。秘密会ということも考えられますけど、そういう中でもやはりそういう開かれた市を運営していくためには、秘密会もどんどんなくしていくことも必要じゃないかと考えられますが、もう一度市長のお考えをお伺いするところです。

松 浦 議 長

ただいまの再質問に、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

障害者の雇用の問題でございますが、これは、当然今後社会として積極的に取り組んでいく必要がある問題でございます。それぞれの会社にも、我々としても啓発をしていきたいと思っておりますし、先ほど来、積極的に障害者を雇用した会社に対する有利なポイントを考えたかどうかと、このようなお話しもでございますが、ひとつのアイデアとして今後我々も参考にさせていただきたいと、このように思います。

それから、市の雇用の状況でございますが、御存じいただきますように、ここ合併前から3年、平成18年も恐らく1人も採用できないと思っております。新規採用は控えておるような状態でございます。そういう中で今後どのようにするかと、今後の採用については、障害者優先ということも行政としても考えていく必要があるかと、このように考えておるところでございます。総体的には、教育委員会はかなりの部局は、今クリアをしておるところでございますが、市長部局がまだクリアしてないという問題があるわけでございます。

それから会議の公開の問題でございますが、先ほども申し上げましたように、本当に自由な論議をしていただくためには、途中まで非公開ということも必要な会もあるわけでございます。原則的には公開という流れがあるわけございまして、そういう方向をとっていきたいと、このように考えておるところでございますし、また、会議録等についても、その会議の流れを記録をしながらそれを公開する。その発言された個人名をあげずに、会議全体の流れの結果を公表すると、こういう方法もいろいろあると思っておりますので、そういう点についても議員ご発言の件についても、十分検討させていただきたいと思っております。

松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再々質問は。

明 木 議 員

議長。

松 浦 議 長

1番 明木一君。

明 木 議 員

それでは最後になりますけど、障害を持つ人たちの先ほどの雇用拡大が求められる中で、先ほども言いましたけど、負担が増えるこの障害者自立支援法、それに対して収入源をどんどん広げていかないといけないと言うのは、これからの問題だと思います。

また、この障害者自立支援法においては地域で生活することも推進されてるわけですけど、家庭以外の輪で地域で生活する、この安芸高田市内でそれが確保できるのでしょうか。自立生活とは成人になった

ときに、それぞれの能力に応じて家庭からも独立し生活することです。その点からすると、グループホームの整備が急務ではないでしょうか。であれば、1人で住むより負担が減ります。もしくは、雇用促進住宅や、公営住宅への障害のある人達の単身での入居ができるよう、ユニバーサルデザインへの改修等、自立支援の施策が考えられるのでしょうか。

また、既に御承知だと思いますけど、国土交通省、これからの提示によりますと今後施設における送迎費を徴収しての送迎が、俗に言う白タクとみなされ、それが困難になる可能性がでてきてます。また、この安芸高田市においては、その利用者達が施設への通所がそれを使わなければ、ほとんど不可能になるのではないのでしょうか。国の段階では、来年度からもそのあたりも摘発を辞さないと言われてます。そのあたり市長はどのようにお考えでしょうか。

また、特に補装具を必要としてる人達への配慮を欠かせませんが、国が示している減免措置に加えて、市独自の工夫はないのでしょうか。そのあたり、非常に個人負担が増え収入源に対して、収入難に伴い障害者の人達にとって、非常に苦しみを与えているものと考えられますので、市長の考え方についてお伺いいたしたいと思います。

松 浦 議 長

以上、再々質問について答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

ただいまのご質問、大変専門的なご質問でございまして、私自身もまだ不勉強なところがございます。したがって、後ほど担当者から答弁をさせます。

松 浦 議 長

ただいまの明木議員の質問に対し、答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

はい。ただいまの再質問でございしますが、個々についての質問ということではなくて、こうした障害者自立支援法が制定されまして、今度は施設から地域へ戻されるというかたちを推進されておりますのが、この自立支援法でございまして、やはりそこらを、サービスを受けるには介護保険と同じようなかたちで、その人にあつたかたちでのサービスを受けるということで、一部負担をしていただくようなかたちになるわけですが、やはり本当に地域でもその方たちが本当に安心して生活ができるようなかたちにするためには、やはり皆さんにこの自立支援法の法を、地域の方もしっかり知っていただくということが大切だと思っております。

そうした中で、現在の福祉サービスの体系が、介護給付、訓練、そうした就労につかれるために訓練をするという、給付等も行なわれるかたちに変わってまいります。できるだけそうした就労につかれるように、本当に自立ができるようなかたちでの支援をしていくようなことが必要だと感じております。詳細についての送迎費とかいろいろなかたちでのものについて、一個一個についての答弁がちょっと難しいん

でございますけども、やはり障害者の方が1割負担がいるようになるんですけども、そこからはやはり、こうしたサービスを継続的に、将来的に持続していくためにそうした負担もいただきながら、みんなで支えていくというかたちが必要になってくるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

松 浦 議 長
明 木 議 員
松 浦 議 長

以上で、答弁を終わります。

今の答弁になってないと思うんですけど。

暫時休憩いたします。

~~~~~

午後 1時35分 休憩

午後 1時40分 再開

~~~~~

松 浦 議 長

休憩前に続き会議を開きます。

ただいまの答弁で説明不足のところがございますので、再答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

大変失礼いたしました。今後、この障害者福祉計画をこの自立支援法に基づきまして、18年度から23年度に向けてつくるわけでございますけども、第1期の計画期間として、18年度から20年度のを策定いたします。そうした中で、先ほど言われましたことにつきましてですね、いろいろと、計画の中に網羅していけるようなことを検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

以上で、明木一悦君の質問を終わります。

~~~~~

松 浦 議 長

続いて、通告がありますので、発言を許します。

6番 川角一郎君。

川 角 議 員

6番の新政会、川角でございます。先に通告をいたしております、大枠3点についてお伺いします。

まず、環境問題でございますが、この環境問題と言えば、非常に現在は世界でも大きな問題となっておりますわけでございます。その中でも、今日ここで言うております、環境とどのように共生していくかあるいは、環境の保全活動をどのように推進するのかが、身近な問題としてあろうかと思えます。新市の建設計画の中でも住民や、あるいは、事業者の環境保全活動を推進し、そして、水質汚濁や有害物質による環境汚染防止などによって、人の健康保護、あるいは、生活の環境の保護を図るんだと。このためには、環境基本計画というのを作成をしてですね、今後の対応をしていこうということが、基本計画にうたわれておるわけでございまして、このことがどのような計画がなされ、そして、これがどのように現在実施されておるのか、その点に

ついてお伺いをいたします。

次に、循環型社会というのも非常に重要な課題になってきておると  
思います。

このことも新市の建設計画の中で、住民や事業者の意識を高め、そ  
して、ごみの発生や排出、これを抑制すると、推進していくんだとい  
うことがございます。また、ごみの収集の体制の一元化というの  
も、あるいは、これをリサイクルにしていこうと、ひとつ構築を  
図っていこうというためにも、一般廃棄物の処理基本計画というの  
をつくってですね、これを具体的に進めていくんだということはある  
わけですが、合併して2年が過ぎたわけですが、策定をされど  
のようなかたちで推進されておるのかということをお伺いをいた  
したいと思います。

次に、農業の問題でございますが、非常に農業問題も大きく大  
変革をしようとしておる時期を迎えております。まず、この18  
年度の予算に向け、あるいは施政方針の中で、農業の施策とい  
うのが、どのような大きな、今年は着眼点の中でそれまでとは  
変わったかたちで農業を考えていくんだということがあれば  
ですね、そのことについてお尋ねしたいと思います。具体的  
な予算については、また予算委員会の方でいろいろとお聞かせ  
をいただきたいと思ひます。

それで、次には具体的になってくるわけですが、営農指導体制  
についてお伺いをするわけでございます。

安芸高田市の広域農業振興計画の中では、地域農業振興セン  
ターを設置するんだということをおうたわれておるわけございま  
して、これによって、高田市の農業振興を図っていくことが  
ございました。で、合併当時には、当初JA職員も、振興課の方  
へ出向して一体的な指導体制が取られておったと見受ける  
わけですが、現在それも撤退されておるように見えますし、  
今の指導体制についてですね、振興センターのその後、  
どうなっておるんか。あるいは、今後どのように考えて  
おられるんかということについてもお伺いをいたしたい  
と思ひます。

最後に観光の推進についてということで伺いますが、安芸高  
田市中には、多くの観光施設がございまして、

現在では、各観光施設間において十分な連絡協調がされて  
おるかという、あながちそうではないんではないかと思ひ  
ます。そのことが、観光が単発に終わっておるというふう  
な感じがするわけでございます。今後、市内で観光連絡  
協議会か、あるいはまた、観光協会等が、名前はど  
ちらでもいいわけですが、これらの結成によって高  
田市内の集客力の向上と、あるいは地域の活性化を  
はかるうえでもですね、ぜひこのことが必要では  
ないかと思ひますので、これについてのご所見を  
お伺いいたします。

以上でございます。

松 浦 議 長

ただいまの、質問に対し答弁を求めます。

児玉市長

市長 児玉更太郎君。

ただいまの、川角議員のご質問にお答えをいたします。まず、環境保全活動の推進ということでございます。

平成17年度の広島県環境白書では、環境の世紀である21世紀において、私たちには目先の利益を追うだけではなく、将来の地球のために何をなすべきかを考え取り組んでいく責任があり、社会全体で環境保全を推進するしくみづくりと、環境保全に自主的に取り組む人づくりを進めることが求められていると明記されております。生活排水による水質汚濁、PCB、フロン、ダイオキシン等の科学物質汚染、地球温暖化問題などを解決し、循環型社会を築いていくためには、行政だけではなく、市民、事業者等による自主的かつ積極的な活動が求められております。

本市といたしましては、生活環境の整備や快適な生活環境の創造、地球環境の視点に立った自然環境と共生したまちづくりを推進するために、環境基本計画をなるべく早く策定する必要がございますことから、今後、調査及び資料集収を行い、策定に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、循環型社会の形成というお尋ねでございます。

循環型社会の形成のための一般廃棄物処理計画の策定でございますが、一般廃棄物は、ごみとし尿に分類され、ごみにつきましては、安芸高田市と北広島町で組織しております一部事務組合、芸北広域環境施設組合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、1つには処理する一般廃棄物の種類、2つには処理区域、3番目は一般廃棄物の発生量及び処理量、4番目には一般廃棄物の排出抑制の方策、5番目には一般廃棄物の適正な処理及び、これを実施するものに関する基本的事項等を網羅した一般廃棄物処理計画を策定し、これに基づいて処理を行っておるところでございます。

なお、し尿につきましては、建設部におきまして、現在計画策定へ向けて作業中でございます。

次に、農業問題の新年度における重点施策についてのお尋ねでございます。

まず、ハード面につきましては、継続しておりますほ場整備等、農林業の基盤の整備を早期完成を目指してまいります。また、ソフト面におきましては、平成19年度からスタートします品目横断的経営安定対策への対応として、集落営農の推進に係る関係機関と連携して取り組んでまいります。農畜産物処理加工施設への供給農産物の生産体制の整備へ向け、広島北部農協と連携して取り組んでまいります。また、農業技術指導員を設置し、農畜産物処理加工施設や産直市への農産物の出荷拡大を図ってまいります。市内で生産いたします堆肥の有効な活用を図るとともに、消費者ニーズにこたえる安全で安心な農産物の生産につなげる資源循環型農業により一層推進をしてまいりたいと考えております。

次に、指導体制についてのお尋ねでございます。

平成17年度より、安芸高田市農林業振興公社の事務局を第1分庁

舎内に移転し、産業振興部の地域営農課長が公社の事務局長を兼任するとともに、地域営農課と一体となって農業振興センターの機能を持たせたところでございます。公社では、これまでの農地保有合理化事業や市民農園、都市交流事業などを実施いたしますとともに、中山間地域等直接支払や生産調整に関する事務、野菜等の生産計画づくりなど、行政と一体になって集落営農の推進を図っているところでございます。また、本市の農業振興を図る上で、広島北部農協との連携は最も重要でございますから、合併初年度におきましては、農協から1名の出向職員を地域営農課へ配し、連携を図ってきたところでございますが、この1年間の実績により、これまで以上の連携強化が図られております。今年度はすべての町で、農業推進班長、農協協力員合同会議を開催し、これを受けて市内45カ所で営農懇談会を実施してまいりました。農協、地域営農課並びに公社の各職員が、生産調整や集落営農の支援等について推進に取り組んだところでございます。これらの取り組みをさらに充実させるとともに、懸案でありました農家への栽培技術の指導を強化するため、来年度から市と農協が費用負担して、地域営農課に農業技術指導員を設置することといたしております。

今後、県、農協と連携、役割分担を明確にして、効率的な指導体制を構築してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、観光の推進についてのお尋ねでございます。

本市のこれまでの入込み客は、平成9年度の186万人をピークに年々減少傾向でございます。ご指摘のとおり、本市には多種多様な観光資源がございます。これらが互いに連携することにより、面的な広がりができ、新たな魅力的な効果が期待できると考えております。これまで、広島県が行うやまなみ大学などの取り組みや、各施設間での連携がいくつか行われておりますが、期待どおりの効果が得られていないのが現状でございます。ご意見をいただきました協議会等の立上げにつきましては、市内の既存の2つの観光協会、これは美土里町、向原町の観光協会でございますが、関係施設、商工会等と議論を深めてまいりたいと考えております。

松 浦 議 長

以上で、答弁を終わります。

川 角 議 員

再質問がありますか。

松 浦 議 長

議長。

川 角 議 員

6番 川角一郎君。

それでは、再質問をさせていただきますが、ちょっと問題的には具体的になってくると思うんですが、まず、環境問題につきましてですが、現在市内においても臭気の問題あるいは残土の関係、そしてゴミ等の何件かの問題になり得るようなひとつの案件も発生しておるんじゃないかと思えます。その中でも、市長さんは通勤途中で気づいておられるかと思えますが、丹比に産業廃棄物の中間処理場があるわけでございます。そこでは、大体は自動車の椅子を解体して、それをリサイクルするということが認可が下りておるようでございますが、現在はビニールの大きな山ができておると、日に日にその山が大きくなっ

ておるといふうな現状がございます。それも、シートも掛けず山積みになっているために、これから春一番とか風が強く吹きますと、ホコリ、あるいはビニールが民家の方へ飛散しておる。私もそこを通うわけですが、風邪の強い日にはビニールが舞っておるといふ現状も見られるわけでございます。また、雨が降れば、汚水が多治比川に流れて、その下流は非常に汚染される現状もあり、悪影響を及ぼすということが心配をされます。また、高く野積みになっておりますので、自然発火の恐れもあるんじゃないかと、朝あたり見るとなんか熱が上にぼっぼ出しておるといふうな現象も見られますので、そこらが非常に危険な状態にあるんじゃないかというふうにも思います。

これを認可したのは、今まで県であるというふうにも聞いておりますし、ですが市としても、市民の安全を確保するためには県への強い要望なり、あるいはできるだけ指導というのは必要ではないかというふうに思っておるわけでございます。そのためにも、さっきありましたように環境基本計画となるものを、早急に策定をされて、できるだけ取り締りなり、あるいは指導というのができるような方向が必要ではないかというふうに思うわけでございます。

現在、その住民の人も、工場の人といろいろ話はもたれるようでございますが、なかなか相対ではその解決がつかないという状況になっておるといふことでございますので、そこらは市の一つの役割というものがいるのではなからうかと思っておりますので、そこらの見解をお聞かせをいただきたいと思っております。

また、2番目の循環型社会の形成ということでさっきお尋ねしたわけですが、平成18年度の予算にも環境センターへのごみ処理負担としては、安芸高田市として3億6千万というふうな金額が予算で計上されておるように思います。現在では、大分これも資源化することによって、公衛協やあるいは振興会、老人クラブ、子ども会等で収集をし、活動資金にそれぞれあてられておるといふのも聞くわけですが、まだまだ市をあげて全体的な取り組みにはなっていないような気がいたします。

先般、甲田町の公衛協さんが、取り組みをされておるのを視察をさせていただきましたが、役員さんの献身的な取り組みによってですね、全町的な収集体制によって実施されておって、非常に関心をいたしたわけでございます。一方、吉田町の公衛協さんもいろいろな場面で対応はいただいておりますけれども、役員体制が児童、民生委員単位で1人という公衛協の役員体制になっております。いくつかの行政区を掛けもっているということで、その人が他の行政区へ行ってあれこれ指導するというのは、非常に難しい状態があるというのを聞くわけでございます。

この事務局も、市が担当されておるといふことでございますので、そこらのひとつの指導というのでも検討されたらいいんじゃないかとい

うふうに思います。これまで市民は金を出して処理をしておいたものを、この資源化によって反対に市民は金を受け取るということになれば、市民側から見れば有効な手立てではないかと思しますので、このことについて市長のお考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、営農指導体制についてでございますが、さっきの話もございましたように、いよいよ19年度より経営所得の安定対策というのが実施されるわけでございます。そうなると担い手の育成や、あるいは、集落営農の推進、法人化等々、農政の大転換期を迎えようとしてるところでございます。政府としてもリーダーの活動費として、全国で約20億円をこのために計上したんだと、それで農協のOBなり、あるいは指導員を雇用するというのを5千カ所ですか、指定するんだと言うふうなのも新聞で見たわけでございますが、またそれに加えまして、この秋には農産物加工処理場も稼働するわけでございます。さっきありましたが、米が1,500トンで300ヘクタール、そして野菜で250トンで16ヘクタールというふうな非常に膨大な数字でございまして、これを供給するというのは並大抵の技ではできないというふうに思っておるわけでございます。

また、今年から全市的に中山間地域の直接支払制度も関係者を取り入れたということで、今まで以上の大きな指導力が必要とされておるわけでございます。そのような農業を取り巻く情勢というのが、非常に重大な局面を迎えておるわけでございます。そこで、これに対応するため市とJAで1名のですね、さっきありましたように指導員を確保したということでございますが、先般の話を聞いても2日はこっち、3日はこっちとかいうふうな、何かこう地につかないような体制がとられるというような話も聞いたわけでございますが、やはり指導体制というのは、1カ所においてやるということが非常に大事ではないかというふうに思ひます。このような大きな課題を解決するためにはですね、営農指導体制の確率というのは、非常に重要なかたちであろうというふうに思ひます。安芸高田市の営農は、農業振興センターから発信していくというふうなことが、さっきは農業振興公社でやっていこうということで、その名目は別にどちらでもいいわけですが、申し上げたいのは、安芸高田市の営農は1カ所で発信し、そうして誰が行ってもそこで営農は解決できるということになれば、やはり指導というのは、市の振興課、そしてJA、そして農業委員会等々が、指導機関が一体となってそこを形成するということが非常に大事なことはないかと。それがないと、なかなか今までの例でバラバラな営農指導体制では、今のような大きな転換期の農業というのが解決できんんじゃないかというふうに思ひますので、そこらのことについてもご所見をお伺いいたしたいと思ひます。

最後に観光事業の関係でございますが、さっきのご答弁では、これから環境協会なりあるいは、連絡協議会というものを考えていこうと

いうふうなご答弁をいただきましたので、ぜひこのことについては実施をいただきたい。先般会派の方でもなんぼうかの観光施設を調査、勉強させていただきましたが、どこの施設長さんも、今のところじゃ横の連絡がないんだと。もう少しやってくれば、まだまだ集客力が増えるんだらうというふうな悩みを持っておられたということがございますので、このことについては観光課になるかと思うんですが、指導力をもって、ひとつできるようなかたちをしていただきたい、いうふうに思いまして、そこらの見解を聞かせていただければと。

以上でございます。

松浦議長 ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 ただいまの環境問題についてで、具体的な問題も提起をいただきました。また、農業問題についてもかなり具体的なご質問をいただきましたので、それぞれ担当部長の方から答弁をいたします。

松浦議長 ただいまの再質問につき、担当部長の答弁を求めます。

市民部長 廣政克行君。

廣政市民部長 混合物の廃棄物処理の件について、私の方からご回答申し上げたいと思います。

本件につきましては、御承知のように現業者への前の事業主の放置対策として一番目には現業者が入ってきて、その処理を行っていただいたところでございますが、いずれにしましても、処理をするにもいくらかの資金が必要というかたちでの本来の処理と混合物処理の両端を行っているというようにお聞きしております。この件につきましては、当初より混合物が非常に増えてきたというところに問題がございまして、地元の地域住民の方々等も市役所の方にもご相談にも何度か来られておられます。この件につきましては、市としましてはこの許可につきましては、本来は県の方が許可をしている事務であります。ご質問のように行政としても横を向いとくわけにはいかないということでもあります。

私の方も担当課の方から県の方にお問い合わせをまいってきております。1つ目には、この混合物の廃棄物が増加してきておると、処理にも費用が必要であると思っておりますが、本来の許可業務に移るように、早く移るように県の指導をお願いしたいと、このようにひとつが申しております。2つ目としては、季節の変わり目でもありますし、春風の一番強い突風等も影響されての細かいゴミの飛散防止対策、また、その後におきます農作業等も始まってまいりますための農業用利用水等に対する賃借地等の設置等、お願いしてきたところであります。県の方も、現地調査も何度かいただいております。この2件等につきましては、県の方から業者の方に、粉塵飛散防止のための屋外での作業中止、また、屋外のゴミの撤去を早急に行ってくれということ、また保管基準を早急に見守って本来の業務に返ってくれということをお願いいたします。



えていただいております。

現在、その回答を今待っているような状況でありまして、引き続き市と県と地元とご協議いただいでこれに対応してもらいたいとこのように考えております。

松 浦 議 長

引き続き、答弁を問います。

産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長

農業問題に係ります指導体制についてのご質問でございます。

先ほどご質問の中にもありましたように、平成19年からの新しい大綱の取り組み、あるいは、農産物処理加工施設への生産体制の整備、あるいは、中山間直接支払の17年からの第2期分の着手といったかたちで、非常に農業関係の制度が大きく変わったり、新しい取り組みが始まろうとしております。こういった中で、先ほどご指摘がありましたように、一番の大きな問題は、営農指導体制の確立ということだろうと思えます。そういった意味で、懸案でありました市、あるいは農協で、その営農指導部門の強化を図っていこうということで、かねてから協議をしておりましたが、技術指導部門の職員を配置ということで、現在4月1日からの配置に向けて現在進めておるところでございます。

これにつきましては、市の非常勤の職員という位置づけで配置をさせていただきたいと考えておりますが、農協の方にも指導員が数人おられます。こういったところとの効率的な活動をしていくと。もちろん県の地域営農課もございますが、ここにつきましては、限られた領域ということもございますので、その残りをどのようにカバーしていくかということをお農協の営農指導員と4月1日から配置します技術指導員とで、役割を分担していくということになろうと思えます。そういった意味では、柔軟的な勤務体系を検討していきたいということで、現在検討させていただいております。

ご質問にもありましたように、1カ所から情報発信なりということのご質問でございます。

確かに農協と行政の場合、農協は美土里町の鳥信が情報発信基地ということになっております。行政の場合は吉田町ということでございます。どちらに行きましても、同じ情報が入手できるというような状況をぜひつくっていききたいと。そのためにもこれまでの農協の1名の1年間の出向でありますとかといったようなところで、農業との連携をこれまで深めてきております。そういった意味では、できるだけ情報の一元化なり、そういった指導体系を確立をしていくということには、いづらか前進をしておるのではないかとこのように思っております。

こういった意味で、当面18年度からは農業技術指導員1名の配置ということでの取り組みでございますが、年々こういったひとつのかたちをつくっていく方向で、関係機関であります広島北部農協と協議

を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

松 浦 議 長  
清水産業振興部長

観光についての。

すいません、観光の推進でございます。

ご指摘をいただいておりますように、なかなか横の面的な連携といったところがとれておりません。現在、観光協会が2つほど組織がございますが、これらを中心としながら商工会等とともに今後こういったことについて議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

松 浦 議 長

再質問の答弁を終わります。

再々質問ありますか。

川 角 議 員

議長。

松 浦 議 長

6番 川角一郎君。

川 角 議 員

川角です。さっきの質問の中で、循環型ということで申した中で、公衛協の関係の行政区に1人体制の役員というのをさっき提案したわけですが、そこらは当然市だけで決めるわけにはいかないと思います。公衛協というひとつの団体があるわけでございますので。そこから十分話合われたら、これは即座に解決つく問題じゃないんかと思っておりますので、そのことについて、考え方をもう一点聞かせていただき、後については、それぞれ非常に重要な案件であろうと思っておりますので、前向きな取り組みをお願いしまして終わります。

松 浦 議 長

ただいまの再々質問に対しまして、答弁を求めます。

廣政市民部長

市民部長 廣政克行君。

公衛協役員の問題ですが、これは当然、任意団体であり補助金を出しているというかたちで、この公衛協の運営につきましては、各、合併いたしまして、それぞれ町が6町を持っているかと言いますと、持ってないところもございます。考え方もそれぞれありますけども、旧吉田町の場合には行政区から1名というかたちになっております。その点の点は、全体としての取り組みと、またそれぞれの旧町の取り組み方、それぞれあると思っておりますので、その点は団体等のとまた協議して、今後の課題として努めてまいりたいとこのように思います。

松 浦 議 長

これで、答弁を終わります。

以上で、川角一郎君の質問を終わります。

暫時休憩。14時25分まで休憩といたします。

~~~~~

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 再開

~~~~~

松 浦 議 長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

金 行 議 員

12番 金行哲昭君。

12番、政友会の金行でございます。私は通告のとおり大枠2点質

問させていただきます。

まず、はじめに同僚議員もちょっと触れたところがございますが、障害者自立支援法について、質問させていただきます。

身体と知的と精神の3障害に分かれていた障害者施設を一元化した障害者自立法が、昨年設立しまして、原則1割自己負担が増になりました。4月1日からスタートする負担増ばかりに関心が集まったとも言えますが、施設の基準、障害者区分等の決定や施設、事業団体、再編成、自体サービス料の数値目標にいろいろな問題がございます。厚生省はこの1月にも全国自治体担当者からいろんな意見を集め、障害福祉計画の基本的指針などを示し、再編成し、また10月に段階的に、具体的に進めていく障害者自立支援法でございます。変更点としましては、4月から障害者訪問ヘルプサービス、ディサービス、ショートステイといった在宅サービスや施設入所、通所の利用者負担金が見直しされてます。これまでは、本人の収入や扶養者の課税状態によって利用負担額が決まっておりましたが、この法律におきまして、1割負担が導入されることになり、介護保険と同じように自分が利用したサービスにかかる費用はすべて1割負担になる仕組みになっております。また、併せて食事代や光熱費、別途負担ともなっております。負担が現在よりも多くなって、市民にとってはあまり好ましくない障害者自立支援法でございます。

そこで、私はまず1点目としまして、我々の市でも2月20日から25日に各担当者に説明会を市が行っております。参加者の状況はどういう状況だったのか、またいろいろな障害を持ってらっしゃる方なので、参加できなかった人の対応はどうされるのか、1点目にお聞きします。

2点目としまして、障害福祉サービスを利用した場合の、障害者の負担増にならないような施策はないもんか2点目にお伺いします。

3点目としまして、障害区分規定及び支給決定は、どのような方法でどのような方がされるのかお伺いします。

4点目としまして、障害者医療制度について、現行の体制を継続すべきと思いますがその点はどう考えておられるのか、市長並びに担当部長にお聞きします。

今のは大枠1点目で、大枠2点目でございますが、消防法及び市町村条例でございます。火災警報器の設置義務が、義務づけられる設置基準でございます。この基準はどのような基準でございますか。聞くところによりますと、各家に新築するときは、もう既に火災報知器をつけとかないといけないという基準法ができておるとお聞きしますが、これはなぜ、そういうものが必要なのか。火事の件だと思うんですが、そこでそれを行うまで、どの点は行政が考えていかなきゃいけないかということがあると思いますが、その点を詳しくお聞きしたいと思

ます。

後は、答弁次第では、自席において再質問させていただきます。

松 浦 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

ただいまの、金行議員のご質問にお答えいたします。まず、障害者自立支援法について、というお尋ねでございます。

障害者自立支援法の施行に伴い、居宅サービスや施設サービスを利用されている方及び精神通院医療などを利用されている方への説明会についてでございますが、現在利用されておる新たな制度の申請対象者は安芸高田市で510名に案内し、各支所別及び施設において説明会を実施し、270名の参加がございました。説明会に来られなかった方は、その後、随時窓口等に来られ、説明のうえ申請手続きをしていただいているところでございます。現在のところ、305名の申請を受付けており、今後も引き続き周知をしていく予定にしております。

2点目の障害福祉サービスを利用した場合の障害者の負担についてでございますが、サービスを利用する場合、そのサービス量に応じ、原則として1割負担をしていただくこととなりますが、所得が少ない方につきましては、定率負担部分に対する負担上限額の設定や、サービス種別に応じた個別減免、また、社会福祉法人等の減免や生活保護への移行防止など、さまざまな軽減措置が予定されております。また、食費等の実費負担につきましても、通所施設等における食費の負担軽減や、入所施設における食費や光熱水費の実費負担額の軽減措置などが予定をされております。

3点目の障害程度区分認定についてでございますが、認定に際しましては、訪問等の認定調査により聞き取り調査を行いますので、障害の種別を問わず、適切な調査ができるよう努めてまいりたいと考えております。また、サービスの支給決定にあたりましては、支援の必要度合いに応じましてサービスが利用できるよう、介護保険と同様に認定審査会を設置いたしまして、障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判断することになっております。

次に、4点目の障害者医療の現行体制の継続についてでございますが、医療につきましても、これまで個別の制度でありました精神障害者の通院医療と、身体障害者の更正医療及び障害児の育成医療について、障害者自立支援医療として一元化されることとなりますが、対象となります医療の範囲は、これまでと変わるところがございません。また、利用者負担につきましても、原則として1割負担となりますが、所得の少ない方については、負担上限額の設定や生活保護への移行防止の措置があり、また、継続的に相当額の高い医療費が発生する人への軽減措置などが講じられることになっております。これらのことから、障害者自立支援法の施行後も引き続き障害者医療を受けていただけるものと考えております。

次に、火災報知器等の設置義務づけに伴う設置基準などの条例についてでございます。住宅用の火災警報器についてのご質問であろうと

思います。

このことにつきましては、昨年6月の議会におきまして、消防法の改正に伴い、条例の一部改正の議決をいただいているところでございます。それぞれ詳しくは、担当部長、また、消防長の方から補足の説明をさせていただきたいと思っております。

松 浦 議 長

それでは、引き続き答弁を求めます。

消防長 村上紘君。

村 上 消 防 長

それでは、金行議員様の火災警報機の設置基準等の条例改正に伴う経緯、また内容等についてのご質問だとお受けいたしておりますので、ご説明をさせていただきます。

消防法の改正が行われました大きな理由にはですね、年間全国の火災に伴います死者が、おおむね1千2百名前後の死者が発生をしておりますが、そのうちの9割が、約1千名程度が一般住宅からの死者だったんです。その1千名のうちの、おおむね7割が逃げ遅れによる死者という統計的なものが出ておることに基づきまして、法の改正に基づいて一番死者の多い一般住宅、ましては、逃げ遅れの原因となっておりますその原因を排除するための手法として、火災警報機を一般住宅に設置させるべく法の改正を行われたところでございます。法の改正に基づきまして、その具体的な内容については、それぞれの市長さんの条例に定めることとされておりますので、昨年の6月の議会におきまして、火災予防条例の一部改正を行わせていただくことにより、火災警報機の設置が義務づけたところでございます。その内容につきましては、平成18年、今年の6月1日から、新築をします建物、一般住宅につきましては、設置が義務づけられております。それ以前に建てられておる一般住宅につきましては、平成23年の6月1日までに設置を義務づけられております。どうしても、猶予機関を置くことによって市民への周知を徹底するというところで、5年間の猶予期間をおかしていただいております。

内容等につきましては、逃げ遅れの原因となっております寝室での火災をいち早く確認するべく、各一般住宅の寝室に必ず報知器をひとつ設置する。2階、3階と建てておる一般住宅については、階段部分の一番高いところに感知器を必ず設置する。これは、煙の拡散スピードが階段を使って、上層部の方に上がっていくということに基づきまして、階段部分にまず火災報知器を設置する、それ以外は2階、それぞれの階の寝室には火災報知器をそれぞれ設置していただくということで条例を制定させていただいております。設置の方法等については、小さいいろんな設置条例義務がつけられておりますので、具体的にはご指導それぞれしていく段階でやりたいと思っておりますが、おおむね60センチくらい、壁とかそういうところから60センチ以上離れたところに設置をしてくださいということにいたしております。天井等がない建物の場合は、屋根とか、場合によっては横壁に、つけることもできるようになっております。

維持管理上につきましては、今いろいろといろんなメーカーからいろいろな感知器が次々と出てきております。感知器の種類によって二通りのやり方がございます。感知器それぞれに乾電池を取りつけて、それが一体となった自家法。もうひとつはコンセントから電源を導いて、火災報知器を発報するようになっておる方法。その2種類のやり方がございます。電池式のものにつきましては、メーカーによっていろいろ違ってきておりますから、それぞれ自己確認をしていただかなきゃいけないと思っておりますが、電池の寿命が誤発動ということが再々ありますと、期間が短くなりますし、本当の火災以外は鳴らないような状況ですと管理されておると、長いものでは10年ぐらい使えるというような機器も出てきております。コンセントから直に設置するものについては、寿命については、器械の寿命と。それはそれぞれメーカーの器械にすべて明記されておりますので、自己管理をしていただくということになるかと思っております。

以上でございます。

松浦議長

以上で、答弁を終わります。

再質問がありますか。

金行議員

議長。

松浦議長

12番 金行哲昭君。

金行議員

障害者支援法でございますが、これは、1割負担は所得によって、いろいろ条件によって違うと言われましたが、1割負担は強制的ではなしに、所得によって違うんですか。それを一番懸念されとるんですよね、該当者は。そこをちょっと1点お聞きしておきます。

それともう1点、この精神障害者福祉法は市町村業務になって歴史が浅うございます。いろいろ選任の職員が少ないと思うわけです。その点はどう考えておられるのか。その2点をお聞きします。

松浦議長

ただいまの質問に、答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

利用の1割負担をいただくということでございます。サービスの利用の1割負担をいただくということです。サービスについては原則として1割負担でございますけども、所得につきましてそれぞれ負担が、金額が違うわけですね。そのために現在対象になられる方について申請をいただいて、それで利用の負担金額がどれくらいになるかというのを今整理をさせていただいている状況でございます。ですから、所得によって金額がこれだけあったら、これだけっていうのがちょっとあれなんですけども、所得によって違うということでございます。それに対してまたいろいろな定率負担に対する負担の上限等がございまして、いろいろと減額措置がされているということでございます。

それと、精神の方の関係で今いろいろと対応させていただいているのは、専門性がやはり必要でございます。いかたちの中で、医療機関の精神の先生との連携を持ちながら、取り組みをいたしているところ

でございます。

金 行 議 員  
松 浦 議 長

議長。  
質問を許します。  
金行哲昭君。

金 行 議 員

それは、1割は払わなくても良い人があると理解してもいいんですね。それをはっきりひとつ。何か答弁された中でその負担額が1割はどうかいうのと、払わなくてもいい、生活保護を受けている人、所得の少ない人は、1割も払わなくていいのか。1割は絶対払わなくてはいけないのか。それをはっきり、1点。

それと、職員の分は今からいろいろ浅うございますから、行政も考えていかにやいけん、これは弱者ですから、守っていかにやいけんのですよ。そういうことを考えてください。

それと1点、消防法でございますけども、これは私も昨年法令出たの知っとりまして聞いたんですけど、市長はこの分は火事の設置の中で高齢者がよく逃げ遅れて、亡くなれとる、怪我をされとるということですから、これは今消防長は適切な答弁をいただいたんですが、2、3年にやらにやいけんということですが、高齢者でひとり暮らし等々ございまして、そこらの分は今からの考え方として、高齢者には行政から何かの負担とか、何かの収入が前向きに必要だと思ふんです。今日、明日すぐではございませんが、こういうものは考えていかにやいけん。この設置された目標は、高齢者が逃げ遅れて亡くなれたということが多いんでございますので、その点を2点聞きまして、私の質問終わります。

松 浦 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

ゼロ円の方もいらっしゃいます。そして、手元に最低ですね、いろんな基礎年金、年金等ございまして、最低手元に残るお金は2万5千円というかたちになってございまして、それぞれ負担がいる方、そしてゼロ円の方もいらっしゃいます。

以上でございます。

松 浦 議 長

引き続き消防長、答弁を求めます。  
村上紘君。答弁は、簡潔に願います。

村上消防長

議員さんのご主旨、十分にご理解がしておるところでございます。ただ、消防法の改正が始まって、まだ間がないということでもございますし、全国的な問題としても今後十分検討していかなきゃいけない内容だろうと思ひます。県下との状況とも踏まえながら、検討すべきところは検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

金 行 議 員  
松 浦 議 長

市長、市長も今のところを。  
はい。答弁を求めます。  
市長 児玉更太郎君。

児玉市長 この消防法に基づく報知器の問題でございますが、私は福祉の問題と、ただいまのご質問を考えておるわけでございますが、具体的にはまだ私も承知をしておりませんが、福祉の立場から特に高齢者、あるいは所得の状況に応じては補助制度があると、こういうことは聞いております。ちょっと具体的には、部長答弁できるかどうかわかりませんが、もし答弁できれば多少の内容はお知らせができるんじゃないかという気がします。

松浦議長 答弁を求めます。  
福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい。先ほどの条例の関係とはちょっと違うかと思いますが、高齢者の日常生活を支えてあげるという観点から、高齢者日常生活用具給付事業というのがございます。いうかたちで、火災報知器を室内に設置をされれば、それに対する補助対象になるっていう制度はございます。

松浦議長 以上で、答弁を終わります。  
答弁漏れはありませんか。  
以上で、金行哲昭君の質問を終わります。

~~~~~

松浦議長 続いて、通告がありますので発言を許します。
2番 秋田雅朝君。

秋田議員 2番、政友会の秋田でございます。私は大枠1点、施政方針で安芸高田市広域農業振興計画の具体化に向けて、県北部農協等の関係機関と緊密な連携、協力のもとに総合的な農業振興に努めると述べられております農業の振興、とりわけ園芸農家、野菜づくりに関する質問等を4点、通告書に基づいてお尋ねいたします。

まず、1点目でございます。農畜産物処理加工施設への野菜供給体制における現在の作付、計画状況について伺います。この件については、午前中小野議員の、また先々ほどの川角議員の質問、また市長の答弁も触れられましたが、私は具体的な部分について質問させていただきます。

昨年5月の経営構造対策事業の計画概要では、野菜について品目別の生産計画は、農業者の希望を参考に適地適作を基本に計画生産を図り、目標年次における農産物利用計画を28品目、250トンとしております。地元説明会については、時期にとらわれず随時行い、計画数量については、おおむね10月頃決定と、8月の委員会の中で伺ったように記憶しております。先月、加工処理施設新築工事安全祈願祭も行われ、いよいよ10月稼働に向けて動きだしましたが、事業の目的である計画栽培による経営安定をはかり、事業の効果として、地域農業の活性化につながるべく供給体制について、現況をお伺いいたします。

次に、各市内の産直市についてでございます。12月定例会におい

て、同僚の議員の質問もございましたが、私は今後の方向のあり方という観点から、本市のご所見についてお伺いいたします。

全国的に産直市等では、売り上げ等において、順調な推移で今日に至っているのが周知のことと認識しています。理由として、新鮮、生産者の顔が見える減農薬に努めているので、安全安心、低価格が上げられます。本市においても同じことが言えると思いますが、市内8カ所の産直市、青空市の販売金額において、平成16年度から減少に転じております。比較年度ごとの状況の違い、例えば気象条件、販売価格等があったり、生産農家の高齢化等に起因しているものと思われます。こうした状況を踏まえまして、今後の産直市の方向として品揃えを強化して、競争に立ち向かうという、スーパーマーケット的性格を有するマーケティング重視の産直市と、地域内部の市場拡大に努め、地産地消を基盤とした地域資源を大事にしていく産直市の2つの方向があると思います。

本市として、産直市へのかかわりのあり方としては、どのようなお考えかお伺いいたします。

3点目として、本年5月からスタートする、残留農薬のポジティブリスト制度についてお伺いいたします。

食の安心、安全を確保するため、これまで食品衛生法で、残留基準が設定されていなかった農薬が一定量以上含まれる食品の流通を禁止し、国内外で使用されている農薬、約800種類に規制をかける制度と報道されております。この制度における最大の課題点は、ドリフトと呼ばれる隣の作物や農地からの農薬の飛散でございます。本件においては、説明会も始められたそうですが、終始徹底が図られず、準備が不十分なままでは、少量多品種の生産地では多大な危険性を伴い、地産地消等、野菜供給体制に影響を及ぼすと思われます。本市としての対応についてお伺いいたします。

4点目といたしまして、品目横断的経営安定対策の対応として、女性認定農業者増員策を図られては、についてでございます。

施政方針において、品目横断的経営安定対策に対応するため、広島北部農協など関係機関と連携し、地域の核となる担い手の育成と、集落営農の推進を挙げておられます。担い手づくりにおいて、集落営農、認定農業者を増やしていくことは、今後の重要課題であるということは周知のことでございます。本市において、現在の認定農業者は53名。そのうち女性認定農業者は2名とお伺いいたしております。多様の農業者による地域営農の展開をはかるために、女性の持つ技術力を生かすべく、女性認定農業者の増員PR強化が必要と思われます。また農林水産省は、先日品目横断的安定対策に対応し、女性の担い手確保を支援する新規事業について発表いたしました。女性認定農業者の経営支援、普及、広報活動事業の半額補助等で、10年度まで実施しております。本市の新しい取り組みについてお伺いします。

松 浦 議 長

以上、4点についてお伺いします。

ただいまの、質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

ただいまの、秋田議員のご質問にお答えいたします。

まず、農畜産物処理加工施設の稼働へ併せた、野菜供給体制における現在の作付についてのお尋ねでございます。

当該加工施設への供給計画品目のうち、おおむね3分の1の品目につきましては、既に生産体制が整っております。現在、取引条件等につきまして、事務レベルで調整を行っているところでございます。新たに産地育成が必要となる品目につきましては、担い手農家を中心に振興を図りながら、取引条件等につきまして事務レベルで調整を行っているところでございます。いずれにいたしましても、高齢化や農業従事者の減少が続く安芸高田農業の振興を図るため、広島県や広島北部農協と連携のもとに、生産体制の整備を進めてまいります。

続きまして、各産直市の今後のあり方について、というお尋ねでございます。

市内の産直市は、地域の農業者にとって最も身近な販売施設として、多くの利用をいただいているところでございます。しかしながら、生産者の高齢化や減少、他施設との競争に直面していることは、議員ご指摘のとおりでございます。このような中、各産直市におかれましては、地元産農産物の端境期における品揃え、充実のため、市場から仕入れを行う等、マーケティング重視の方向や地域資源としての活用を図るため、学校給食センターへの配送等、さまざまな取り組みが行われております。

今後とも、各産直市の自主性を尊重しつつ、バランスのとれた運営がなされますよう、支援してまいりたいと考えております。

続きまして、残留農薬のポリティブリスト制度の周知及び対応について、でございます。

本制度につきましては、2月13日からJA広島北部農協と連携し、市内45カ所におきまして、営農の懇談会を開催して周知を図ったところでございます。しかしながら、風によって農薬が飛散し、付近の農作物に付着する恐れがあるなど、農家個人では対応が困難な状況もございまして、地域的な取り組みの必要性について、関係機関の指導を受けながら、引き続き啓発をしてまいりたいと存じます。

続きまして、女性認定農業者の増員について、というお尋ねでございます。

職業として農業を選択される女性がおられることを、頼もしく感じておりますし、集落営農の推進には女性の力が欠かせないものがございます。現在、農作業の機械化や施設化等により、女性の就農条件が改善されつつあると考えております。

来年度、重点的に取り組みます集落営農の推進にあたりましては、青壮年や高齢者、女性の皆さんによる、地域の総合力が集落を守る取り組みを進めてまいる計画でございます。また、国におきましても、来年度から女性の担い手確保への新規事業を始める計画であり、これ

らの制度の活用をして、さまざまな認定農業者の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で終わります。

松 浦 議 長

これをもって、答弁を終わります。

再質問がありますか。

秋 田 議 員

議長。

松 浦 議 長

2番 秋田雅朝君。

秋 田 議 員

まず、1点目の現在の作付状況ですね、これをご答弁いただきましたけど、3分の1の品目が今生産体制ができていとお伺いいたしました。残りの3分の2も事務的レベルでの検討がなされているという報告を受けました。この中で、私がこの質問を出させていただいたということは、10月に稼働ということになりますと、やはり生産が急がれるのではないかと、体制が急がれるのではないかと懸念がございましたもので伺いましたけども、そういった意味では今準備段階だというご答弁でございます。基本的にこれはお願いになると思いますが、適地適作ということがうたわれておりましたけれども、そういった中では、地域のバランスと申しまししょうか、ある地域だけではなくて全体的なバランスでつくっていくべきところではないかと思っております。そうは申しまして、250トンという品目の数量でございますが、この数の中には、28品目いろんな意味で分けて考えた時には少ない品種のものもございましょうし、そういった中では、なかなか適地適作の全体的なバランスということは難しい部分があるかと思っておりますが、やはりそこのところを事務的レベルでしっかりと検討していただきたいということが1点でございます。

それから、2番目の産直市の方向でございますが、私としては、今2つの方向と申し上げさせていただきましたけども、市場拡大、外部に求めるマーケティング方式というんですかね。その方式と、市内各地でそれに対応していこうと、拡大していこうという内部的なものを挙げさせていただいたわけでございますが、私といたしましては、これはどちらかと言うと外に出て行くというよりも、中でしっかりとした計画性のもとにその市場施策を展開していくというかたちが望ましいと考えます。

そうした中でまず一番最初に懸念されるのは、先ほど答弁にもございました生産者の高齢化、ここは大変重要な問題になってくると思っております。それで、担い手と申しますか、生産者の高齢化に対応すべく施策も考えていかないと。この産直市も減少の一途、これはちょっと言葉は言い過ぎかも知れませんが、たどる方向にあるような気がいたしますが、しかし悲観的な考え方ではなくて、前向きの考えでいくときには、やはり産地内の生産者の育成保護、これが大変重要だと思います。それで、施策としてできることならば補助事業をつくってでも野菜農家もあんまり大きな農家ばかりではなく、零細農家、小規模

農家が多いと認識いたしておりますもので、そういった中で、小規模農家を守っていくということは、やはり保護施策の上での保護、金銭的な保護、そこらあたりは大変重要だと考えます。

また高齢化という話の中で、先ほど産直市の売上高の減少の推移について話をさせていただいた中で、やはり高齢化の問題ということを行いました、逆にひとつには高齢化された方がつくこともそうですが、物をつくっても産直市に持っていくこと自体が困難な状況も今発生してるのではないかと考えております。そうした中で、そういった盛り上げをつくっていくのには、地域コミュニティーです、振興会の中でのひとつの対応策として考えていかれてはどうかということではございます。それは大変なことだと思いますが、そのこと自体が地域を盛り上げていくひとつの施策につながると考えます。そうした中で、地域コミュニティーのそういった援助と言いますか、そういったものを盛り上げるための施策、やはりこれも補助的な保護政策と申しますか、そういったものを独自に考えていただければ、また違った意味での向上策につながるのではないかと考えています。

それから、3点目のポジティブリスト制度でございますが、これは先ほど、的確なる答弁、45回、45カ所でこういった説明会を開催されていると、それから飛散についての地域的な取り組みを考えていかなければいけないということで、検討されているということ伺いました。私も一番心配したのは、この中ではやはり、無人ヘリコプター等による農薬散布等のドリフトですね飛散が、一番の問題ではないかということが一番に思いました。

それから2点目として、本市の特別栽培農産物認証制度というのがございます。その中で、無農薬栽培農産物というのがございますけども、この制度についてのこのポジティブリスト制度が与える影響というものは、どうなのかということも1点ちょっとお伺いできればと思います。

それから4点目の女性認定農業者の増員策ということでございますが、これは先般の農林省の方の、また男女共同参画推進本部というのがあるんだそうでございますが、そこの中の意見交換会でも、やはり女性農業者の方の集まりだったらいいんですが、このことによって経営指導を受けられるとか、あるいは夫との協同経営者となることで共通話題が生まれて、あるいは発言力が増すと言いますか、強くなり、そのことで会話が弾み、家庭内の会話が進んでいくというような状況もございまして、また行政などからの情報もそういった会合へ出たときにはいろんな意味で情報提供ができるんだというような、非常に盛り上がったような会合がなされたということは報道されておりましたので、このことはひとつには農業施策でございますが、男女共同参画時代におけるひとつの施策として、また違った意味でのかたちで取り組みをなされていたいただければと思いますが、そこのお考えについてご

答弁いただければと思います。

以上、4点でございます。

松浦議長

以上の再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

いろいろ具体的な問題もご提供いただいておりますので、担当部長の方から答弁をさせます。

松浦議長

引き続き、産業振興部長 清水盤君、答弁を求めます。

清水産業振興部長

それでは、具体的にご質問をいただきましたので、最初に農畜産物の処理加工施設の関係でございますが、生産の適地適作ということでこの事業の取り組みの中でも当初申し上げましたように、地区の指定は安芸高田市南部地域ということで、指定はしておりますが、供給する対象農産物につきましては、市内全域からということで、供給体制を整えてまいりたいというふうに考えております。また、その中におきましても、品目によりましては大型農家でありますとか、法人組織でありますとか、また、さらに個人農家の小規模農家の生産者の皆さんの協力もいただくというような取り組みになろうと考えております。それから、産直市の関係でございます。

ご指摘いただいておりますように、全体的に会員さんの高齢化が進んでおまして、年々会員数そのものも減少しておると、当然それに伴いまして生産量が減少というような状態になってきております。ご指摘がありましたように、この後継者の育成ということが今後の課題であろうというふうに考えております。これも新しい制度として農協と現在進めておりますが、18年度予算の方にも若干計上しておりますが、現在ハウスの施設の整備に対する助成を既設の制度がございまして、これに一部改正を加えまして、小規模なハウスの施設の設置者に対する助成制度を農協と新たに組みこんでいきたいということで計上させていただいております。これは、市長の答弁にもございましたように、特に冬場の生産量が非常に少なくなっていくということで、そういったところのカバーを、このハウスの施設によって、生産量を確保していきたいということで、この制度を設けるということで現在計上させていただいております。それと、生産はできても産直市までの流通というところが、これも大きな問題になってきております。先ほどご意見いただきましたように、できればその地域で会員の皆様によってお互いの労力を出し合いながら、そういったところのカバーをしていただくということがひとつの地域づくり、あるいは助け合いにもつながってまいりますし、そういった広がりをおの産直の活動の中で取り組んでいけたらというふうな考えも、もちろん持っておりますので、そういったところの推進も産直市それからJAさんとも検討をし、協議をしていきたいというふうに考えております。

それから、3点目の残留農薬の関係でございます。

一番心配をしておりますのが、ご指摘ありましたように、ヘリコプ

ターによる特に水稻関係への農薬の散布ということになるかと思えます。農地の集積でありますとか、経営規模の拡大といったようなところで、どうしても省力経営というような観点から言いますと、ヘリコプターの散布というようなことも当然検討に入っておりますので、これらのことにつきましても、地域全体の中での取り組みということになるかと思えますので、そういったところで、関係機関、生産者等との中で今後協議を進めていって取り組みをしていきたいというふうに思っております。

また、市が行っております野菜等の認証制度の関係もご指摘をいただきましたが、これにつきましても、今後の課題として整理をさせていただくということになるかと思えます。早急のうちに整理をさせていきたいと考えております。

それから4点目でございますが、認定農業者の関係でございます。

19年度から始まります大綱の推進の中で、18年度集落営農の推進をしてまいりたいということで、計画をさせていただいております。御存じのように、大変まあ後継者の不足という状況になっておりますし、市長が答弁申し上げましたように、担い手として女性の力というのが、非常に大切になってこようと思えます。そういった意味では、多様なかたちで地域の担い手というような育成を、集落の皆さんと今後協議をしていきたいというふうなところで、今年度においてJAさんとともに集落営農の推進に入っていきたいということで、ご質問の取り組みについても推進をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

松浦議長

以上で、再質問の答弁を終わります。

よろしいですか。

秋田議員

議長。

松浦議長

再々質問を求めます。

2番 秋田雅朝君。

秋田議員

最後をお願いになるかと思えますけども、施政方針にも述べられました県あるいは北部農協との連携を図りながら、総合的な農業振興を推進されるということでございますが、とりわけ稲作も含めて野菜農家等の小規模農家の支援策というのは大変重要だということ、私は認識いたしておるわけでございますが、そのとこの支援策を、どれをやる、これをやるということではございませんが、市長さんとしてその小規模農家の支援ということではしっかり考えていくというご答弁というか、ご見解をいただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思えます。

松浦議長

ただいまの質問に、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

御存じのように、品目横断的な経営的安定対策はいよいよ19年度から実施されるということになりますと、要するに小さい農家がこぼ

れて落ちるといふこの問題が一番大きな課題であります。

そういうことで、我々もその点については、十分留意をしながら全体の農業の振興ができるように頑張つてまいります。

松 浦 議 長

これで、答弁を終わります。

以上で、秋田雅朝君の質問を終わります。

この際、15時35分まで休憩といたします。

~~~~~

午後 3時19分 休憩

午後 3時35分 再開

~~~~~

松 浦 議 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

4番 加藤英伸君。

加 藤 議 員

新政会の加藤でございます。通告に基づいてお伺いいたしますが、大分皆さんお疲れのようなので、できるだけ簡単に簡潔にしたいと思っておりますが、どうぞよろしく申し上げます。行政改革と事務事業等の民間委託についてお伺いいたします。

本市においては、昨年、行政改革推進実施5ヵ年計画が発表され、市長の18年度施政方針の中でも、行政改革の推進により歳出の抑制、経費の削減、合理化をはかっていくと述べております。本市においても、本来公共部門の責任と言われてきた業務内容であっても、民間にできることは民間に委託されることが多くなってきました。これからは行政の適切な管理、監督と責任を明らかにして、民間委託による事務事業の効率化、能率化による経費の削減を図っていくことは時代の変化に伴う行政処理の対応策であると思っております。

本市における財政健全化の取り組みは、重要かつ緊急な課題でありますので、各種団体においても業務委託料、補助金をある程度カットされることは、やむを得ないことであり各種団体においても、その分知恵を出して、さらなる努力でカバーしていかないとはいけません。本市においては、今までいろいろな方法で経費の削減が図られてきておりますが、このことに関連して、次の3点についてお伺いします。

まず、1点目は、各種団体等の業務委託料、補助金がカットされてきていますが、どのような査定のもとにされているのかお伺いいたします。

2点目、財団法人、第3セクター、指定管理を受けている民間団体の中には、営利事業部門もあり、その収益を管理運営費にあてている団体もございます。行政は、これらの事業を応援するために、誘い水をもって誘導し、指導する責任があると思っておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

3点目、近い将来に、市の事務事業を民間委託したいと考えておら

れる大きな部門があればお伺いいたします。

以上、3点でございます。よろしくお願いいたします。

松 浦 議 長

ただいまの、質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

加藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、業務委託料などの査定ということでございますが、本市における、公の施設の指定管理者制度の導入につきましては、施設ごとの設置目的や、これまでの管理形態を慎重に勘案いたし、無理のない範囲で、段階的な導入を図るよう、取り組みを進めております。今回の定例会で、同意議案を上程させていただきます施設を含め、全体で56の公の施設について指定管理者制度によります管理代行を考えておりますが、このことに係ります委託料につきましては、施設ごとの業務仕様書に基づいて事業計画書及び収支予算書等の提出を求め、これによって査定をさせていただいたところでございます。査定にあたりましては、施設管理に係ります光熱水費、最低限度の必要経費は、やむを得ず例外といたしますが、管理のための人件費や物件費など、努力によって節減が可能な経費につきましては、指定管理者制度導入の柱でございます公費支出抑制の観点から、極力、合理的な運用をお願いしているところでございます。

なお、補助団体の補助金でございますが、このことにつきましても今まで一定の基準で補助金をカットしてまいりましたが、2年既に続けてまいったわけでございます。今後は補助団体の補助金の審査委員会と言いますか、そういう委員会的なものをつくりながら、本当にこの団体に適性かどうかというような審査をしていく必要があると、このように考えております。

現在でも単市で補助を出しております団体事業が約300ございまして、約4億8,900万単市で補助金を出している状況でございます。非常に財政的な負担が4億8,900万でございますが、多くなっている。これをどのようにするかというのが、今後の大きな課題でございます。

次に、公社、第3セクターなど外郭団体の行っている事業へ積極的な支援というお尋ねでございますが、議員ご指摘のとおり、公社、第3セクターは、市の財政負担を少なくするために、教育、文化、地域活性化などの公益事業だけでなく、収益事業も行っております。

収益事業収入が増えれば、法人の健全経営につながり、結果的には、市の負担も減少してまいります。逆に、収益事業の収入が減少すれば、法人の経営悪化とともに、市の財政負担も増加してまいります。このことを踏まえまして、既存事業の拡充強化や新しい収益事業の開発については、市といたしましても指導や助言をしてまいりたいと考えております。

また、利用者や購買者の増大につながる大会、行事の誘致や、さまざまな機会を通じてのPRなどに積極的に取り組んでいく所存でございます。

次に、民間委託の導入を予定している部門があるのかというお尋ね

でございます。

昨年策定をいたしました行政改革大綱にございますように、市民の利便性、信頼性及び費用対効果等を十分に勘案し、民間の専門性や効率性が発揮できるものと判断をされる事務事業につきましては、指定管理者制度の活用も含め、民間委託を進めてまいりたいと考えております。御承知をいただきますように、平成16年12月24日に閣議決定をされました今後の行政改革の方針を踏まえ、総務省において策定されました新地方行革指針におきましても、事務事業全般にわたって民間委託等の推進の観点から総点検を実施することとされており、このことにつきましては、本市の行政改革集中プランにも掲げているところでございます。

したがいまして、本市におきましては、民間委託等の推進の観点から事務事業の全般において総点検を実施いたし、実情を考慮のうえ、行政改革大綱の趣旨にのっとり、実施可能な部門から、民間委託等の導入を図ってまいりたいと思っております。当面、本年計画をしとります3歳未満の保育園等につきましては、公設民営とこういうようなかたちで民間に委託をしてまいりたいとこのように考えております。

松 浦 議 長

以上で、答弁を終わります。

再質問がありますか。

加 藤 議 員

議長。

松 浦 議 長

4番 加藤英伸君。

加 藤 議 員

行政が委託料補助金を出している団体というのは、百数十くらいあるのかなと思っていたんですが、3百あるというお話しで、またちょっとびっくりしたんですが、それはそれなりに十分過去から現在まで役目を果たしてきているものでございますが、現在それを担当するのは、各部署がそれぞれ管理をしておられるんで、全体でどうかというような場合、あるいは実際にその団体がきちっと活動し、それなりの異議があるかどうかという判断がなかなかしにくいと思うんですね。先ほど市長から言われましたように、今後は審査委員会などを設けてやるということですので、ぜひそういうふうにやっていただきたいと思っております。今までやられたように、おおむね1割カット1割カットと言うのはですね、非常に荒っぽいやり方で策だと思っておりますので、今後は一つ一つよく吟味され審査して、補助金を上げるなり下げるなり、摘発するなり、そういった方向でやっていただきたいと思っております。

それから、第3セクターへの活動支援でございますが、経済問題というのは自由競争が働かましてリスクがあるわけです。ですから、利益事業部門ですか、こういうことに行政があまり深入りすることは好ましくないと思うんですが、さっきも答弁の中にも私の質問の中にもありましたが、公団にしる、第3セクターにしる、営利部門を持っておりまして、その収益で管理運営費を賄っているということでありますので、行政としてもそれなりの応援はしていかないと、されるべきだと思っております。

今までいろいろやってきたというようなことは言われましたけど、その程度はどこでもやっていることで、金をどんどん出すんでなしにもっと創造と知恵を働かせて有効な施策をしてもらいたいと考えております。

これは、第3セクターとかいう狭い範囲に限るんでなしに農業とか商工業、観光業、こういった範囲を広げまして、市役所には優秀な人員がたくさんおられるんで、むしろこれは専門のプロジェクトチームを組んででもですね、強力な応援をされたらと考えておりますが、そういったお考えはあるかどうかお聞きいたします。

それともう1点ですね、市が直接運営している施設もあります。それから民間委託されている大きな施設もありますが、予算書を見ただけでこの施設にいくら金がかかるとるんだというのが非常にわかりにくいわけです。大きな施設で何千万も経費がかかるようなものは、その施設ごとに、経費がどれだけかかっておるんだというようなものが一目でわかるような状況で表示、今後していただくと行革を進めるにしろ、いろいろ先々の判断をしていくにしても、非常にわかりやすいと思うんで、ぜひそういうかたちでしてもらえばというふうに思います。そういうことができるかどうか、お考えをお聞きいたしまして、とりあえずそれをお聞きします。

松 浦 議 長

ただいまの再質問に、答弁を求めます。

児 玉 市 長

市長 児玉更太郎君。

先ほど、補助金を出しとる団体を、私も机の中でざっと数えて、今数えて、ちょっと算入が違ってたんですが、総務部長が数えたら約2百ぐらいになったということでございます。私の数え間違いでございましたんで、ちょっと急いどったんで申しわけございません。

今、加藤議員ご指摘のように、いろいろ3年目に入って取り組みにゃいけん行革の具体的な問題があるわけでございまして、そういう点については、十二分にご意見を賜りながらやっていきたいと思っております。

基本的には、今の時代が変わってきておりますので、先般も新潟県の人に聞きますと新潟県に黒川村という、約7千人の人口でスキー場を4つくらい、ホテルを併せて4つくらい、いろんな施設を併せて直営の施設を持っておりまして、約2百人の職員を抱えておると、こういうことであって、これは全国的には黒川村というのは行政の最先端をいくということで、あらゆる補助金をうまく使って、まちおこしをやったという模範であったわけでありまして。

ところが、最近40億の赤字を出して、結局合併せざるを得んようになったと、こういうことでございます。かつては、こういうのが本当の行政のやり方であったと、補助金をうまく使っているんな施設をつくってやるという、それがひとつの地域の産業おこしにもなったという評価を受けたわけですが、直営であるがために、非常に職員を余計抱えすぎたと、こういうことがありまして、問題児の1号に挙げら

れたと、こういう時代でまさしく時代の流れを、私も三遍、黒川村へは視察に行かせてもらいましたが、流れを感じたわけでございまして、そういう時代になってきたということでございますので、今後は、十二分にそういう点については注意をして経営をやっていかにゃいけんというふうに考えております。

松 浦 議 長

以上で、答弁を終わります。

再々質問ありますか。

加 藤 議 員

議長。

松 浦 議 長

4番 加藤英伸君。

加 藤 議 員

さっきの質問の中で、ちょっと答弁漏れが。

松 浦 議 長

はい。失礼しました。

答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

各行政のこうした公の施設の管理経費というものは、先ほど来から市長の方からご説明ありましたように、指定管理制度という制度の中で、基本の法の中で定められております制度を活用して、よりよいサービスの提供ということの基本理論に持ちながら、やはりある程度の収益性をもとにした関連の中で実施をしたいと考えております。基本的には、議員さんご指摘いただきますような収益を上げて財源の確保をするということが一番でございますので、行革のこうした大綱の中にもございますので、これを尊重させていただき、随時ある程度の整理をさせていただく必要があるのではなからうかと思っております。

そういう状況の中で、この指定管理者制度におきましては、各部におかれての管理制度になっております。予算上の中では、そういうのが全体的な総括をさせていただいておりますけども、当然予算の編成の中で、その施設の管理経費の計画書というものも作成をいたしております。そういう中で収益性部分と行政として当然みなくてはならない管理経費、そういうのも分別をさせていただいております。

今後、この内容等につきましては、できれば予算の特別委員会等もございまして、そういう状況の中では、ある程度ご説明できる対応をとらせていただ方がいいかなと思っておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

松 浦 議 長

これで答弁を終わります。

再々質問ありますか。

4番 加藤英伸君。

加 藤 議 員

行革の中で、民間にできることは民間に任せてやるという方向で、どんどんいっとるわけなんですけど、そういうふうに任されても、行政がやっても、民間がやっても、同じ程度の効果言いますか、内容でできるということであれば民間に任せていった方がいいと思うんですけど、しかし、そこらをよく吟味されて、今回ゼロ歳から3歳までの保育所については民営であろうというふうに市長も言われましたが、能力で

すね、それを受け入れて、その事務事業をちゃんとやっていくという能力を、しっかり確認されてやっていっていただきたいと思います。

そういうふうにそういう審査が済んだ上での発表であったと思うんで、それはもう別に答弁していただかなくても結構ですが、今後いろいろと学校給食、調理場とか、幼稚園とか出てくるのかどうか知りませんが、新しい大きな物があつた時はそういうところにも十分注意してやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

松 浦 議 長
加 藤 議 員
松 浦 議 長

答弁よろしいですね。

はい。

以上で、答弁を終わります。

以上で、加藤英伸君の質問を終わります。

~~~~~

松 浦 議 長  
岡 田 議 員

続いて、通告がありますので、発言を許します。

18番 岡田正信君。

日本共産党の岡田正信でございます。先に通告しております3点について、市長にお尋ねいたします。

まず最初に人権について憲法の関わりについてお尋ねするのでありますが、この人権については、これまでもたびたび本会議でも、あるいは予算の上でもお聞きしとることでございますが、今日は私が憲法を語る資格もない微力ではございますが、日本人のまた、国家の最高の、今世界的にも注目されておる憲法との、日本の憲法との、人権に係わってお尋ねするところであります。

御承知のとおり、本議会では議案16号で上程されておりますように、安芸高田市の人権尊重のまちづくりの中で、この人権問題がうたわれとるわけですが、基本的人権は確かに深く関わりありますし、憲法にも関わりあります。で、要は市長の人権についての認識の問題。これを本当のところの、問うところの問題であります。国際的には、この人権宣言という国際的な大きな人権をとらまえた、言うならば世界の人権問題に対する憲法があるわけですが、御承知のとおりこれは、日本の憲法より2年遅れて制定されております。したがって日本の憲法がいかに素晴らしいかということであります。とりわけ、通告しておりますように、国民の権利及び義務ということで3章で定めておりますけども、この10条から40条になる3章の中で、11条、12条、13条、14条、15条、これがまずは人権とは何かと、公務員はどうあるべきか、というのが明記されとる位置だと思ひます。

人類が地球上に誕生して生まれるという縷々長いことは私もそういう学力がありませんけども、生まれて今日まで、この人権問題は、自然発生的に生まれたものでないのは、御承知のとおりであります。人が人として、人間としての権利を持つということができたのは、やはり長い歴史の過程で人間が培ったものだと思ひておるのです。

そこで、11条では、国民はすべての基本的人権を共有を妨げないと、この憲法が国民に保障する基本的人権を、脅かすことはできない。永久の権利じゃけえ現在及び将来へ国民に与えられると、こういうことうたっとるわけです。

人、輝く 安芸高田市、市民を行政の、市民と行政のまちづくりをするという、こういうキャッチフレーズ、目標に向けて安芸高田市は進むわけですが、今、日本国憲法を広く市民にそういう問題も含めて、この啓発、あるいは学習する。これは、条例云々でなしにすべてやって当たり前のことだと私は思うわけです。憲法によく先だつての蜷川知事が、もう亡くなられたと思うんですけども、京都府の知事が憲法を暮らしに生かせるということで、知事は長いことやられたのを覚えておるわけですが、安芸高田市の人権問題、この憲法の言うならば、3章の方にうたってる憲法との関わりについて、市長の所見を伺うところでございます。

2点目は、農業振興についてありますが、同僚議員がたくさん述べられておりますが、質問されておりますが、私は通告をしておりますように、アグリフーズ設立、この秋から稼働するというこの問題をとらまえて、絞ってお尋ねするんですが、今まで準備は着々と進めると、先ほども米の4分の1を消化し、あるいは野菜を25トンですか、いろんな品目を計画しておると。そこで営農指導員も新しい予算にしたと、つけたということの準備はできておるようでございますが、この第3セクターというのは、今も現在も安芸高田市持っとりますけど、今から始めるこの事業は、国の補助だというように説明を受けておりますし、段取りとして、まあまだ機械の購入、あるいは生産工程のスケジュール、いろいろたくさん仕事があると思うんです。それは、安芸高田市の産業課の誰かがそこに一枚加わって、いろいろと協議をするのか。それとも、そういう施設そのものを、専門でありますアグリフーズの広島弁当株式会社の名前ちょっと、中島社長でしたかね、中島社長以下の従業員の中の一部が専門職でありますから、それに全部任せるのか。あるいは、農協とも3社でこういうことも逐次研究しながら進むのかお尋ねするところであります。

それから3点目の地域振興会の育成についてと、問題どのように把握されておるかということですが、合併して2年、2年と先ほどから出ておりますが、32の振興会、やっぱり大きさもいろいろあり、それはそれとして、立ち上がったんですから、それを育成するのが住民主体という、先ほど同僚議員の答弁でありましたけど、住民主体でやらずにちゃいけないんですけども、前回の一般質問でも行いましたけれども、小泉さん格差が生じた方がいいとよく言いよってですが、安芸高田市のこの地域振興会の格差はできるだけきん方が、まちづくりが良いんじゃないかと思っておりますので、一度こちらで、今までのやり方と、今からどうすりゃあ、この進んどるとこと進んでないところが

どこに問題があるか、一度整理をする気があるのかないのかと問いたいわけであります。

と言うのも、先ほど来いろいろな一般質問出てきてますけども、各町でやっとなった事業がいろいろメニューがたくさん違ってあるわけですが、いいところもあるのを広げてきてない。例えば公衛協の問題が先ほど出ましたけども、これすべて甲田町がやりよったので、いいとは言えませんが問題がある地域もあると思いますけども、全体的には定着しとるんです。そういう問題やら、水道料金は一応一律になったわけですが、まだいろんな問題がありますね。総務の方が担当しておる電柱の料金の問題。そういういろんな各町の問題がありますから、それらとやっぱり今の振興会、32の振興会がどうあるべきかということ、この2年が経過して担当も中心によく吟味されて、やる気があるか市長にお伺いするところでございます。

あとは自席にて質問させていただきます。

失礼いたしました。19年から始まる農業振興についての経営安定対策の担い手農家の基準はどのようにされているか。これも先ほど同僚議員が言われましたけど、おおむね4町、稲作の4町とか規模がうたわれとるわけですが、集団的には20町とか、もう1点は集落営農として、その地域を指定して都市の環境整備事業に取り組みまして行われる事業でございますが、この経営安定対策の中での認定農家の基準、今までの年間の収入を7百何万円から6百万円に引き下げたとかお聞きするんですが、その年間の収入を認定農家と定める時に、大変こういう農業情勢じゃあ難しいんでしょうが、どういうところからこの金額を定められたのかお尋ねするところでございます。

大変失礼いたしました。

松 浦 議 長

ただいまの、質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

ただいまの、岡田議員のご質問にお答えをいたします。まず、憲法と人権について、というお尋ねでございます。

日本国憲法では、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、個人の尊重、法の下での平等を規定しております。人権は、各々が、人間的な生存と身体的及び精神的な自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利として、すべての人に等しく保障されなければなりません。

本市におきましては、憲法に規定されている基本認識に立ち、市民1人1人に人権尊重の理念が普及、定着するよう、人権啓発を進めておるところでございます。しかし、懸命なる取り組みにもかかわらず、いまだなお、社会的には人権侵害やさまざまな人権課題が存在しており、人権を尊重する社会実現への道のりは、決して容易なものではないわけであります。本市は、行政と市民の協働によるまちづくりをめざしておりますが、市の将来像、人 輝く安芸高田の実現は、人権の尊重を、まちづくりを基底に置き、すべての人の人権が尊重される社会の構築に向けて、市民、事業所及び民間団体など、多くの皆さんの

参画や協力があってこそと考えております。

今後とも、日本国憲法の精神をもとにして、広く人権啓発を進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、アグリフーズの稼働による農家のメリットは、というお尋ねでございます。

まず、事業の効果につきましては、稼働5年後の目標年次に米につきましては、年間1,500トンの供給を計画しております。また、安芸高田産の農産物を使用し、かつ、付加価値をつけて消費者に届けることにより、安芸高田産のブランド化につながるものでございます。安定、確実な大口の販売先確保や、多品目野菜の供給体制の整備を行い、地域農業の活性化と農家所得の安定に寄与するものと考えております。

次に、操業開始までの準備につきましては、基本的には安芸高田アグリフーズ株式会社が事業主体での事業でございますので、事務処理等は安芸高田アグリフーズ株式会社が行っておりますが、事業計画主体の本市並びに広島北部農協、また、事業を管理する広島県との定期的な事業執行に係る協議を行いながら進めてきておるところでございます。

次に、平成19年度からの経営安定対策について、というお尋ねでございます。

本制度の現時点での担い手等の基準は、個別農家で国の方では4ヘクタール、集落営農において20ヘクタールとされておりますが、特例によりまして広島県の場合は、物理的制約から規模拡大が困難な地域となっており、個別農家で2.6ヘクタール、集落営農で12.8ヘクタールを基準に下限面積を現在調整中でございます。さらに、個別農家にあつては、認定農業者であること、集落営農にあつては、経理の一元化等の要件が設けられております。認定農業者の目標所得は、現行600万円としておりますが、現状に合わせて引き下げる方向で、現在調整中でございます。

次に、担い手以外の農家の育成についてのお尋ねでございます。

国の新制度が始まる1年前の来年度におきまして、施政方針で申し上げましたように、集落営農推進元年と位置づけ、市は勿論、農業委員会、農林業振興公社、JA広島北部と連携いたしまして、地域進出に取り組む計画でございます。国の制度の推進や活用を図りながら、来年度の集落営農の推進の中で、本市といたしましての具体的方策を探ってまいりたいと考えております。

次に、地域振興会の育成について、というお尋ねでございます。

市内32の地域振興会は、30年余りの歴史を有するものから、2、3年の歴史しか持っていないものまで、多様性に富んでおります。こうした中で、全体的には地域内のコミュニティの絆をより強めるための祭りなど、イベントが中心となっておりますものの、その活動は、子どもの安全を確保するためのものや、地域の将来性を描こうとする計画づくり、高齢者とのふれあい活動など、年に数回のものから日常的なものまで、さまざまな活動が展開されはじめております。これは、

地域に必要なものを話し合いの中から洗い出し、地域の皆さんの考えによって、取り組まれているものでございます。一方で、活動をなかなか展開しにくい地域もあることは承知をしております。

こうした中で、今年度はまちづくり委員会において、地域の中で、安心安全や、地域福祉のあり方について、小委員会で議論していただければと考えております。こうした議論が地域振興会へ還元されることにより、地域振興会の活動が、より多くの人の関わりによってつくり上げていく、行動に変わっていくものと考えております。

市といたしましては、各種懇談会を通じての情報の共有を図りながら、活動助成金等の財政支援、職員の地域活動への参加による人的支援を併せ、地域振興会の活動の継続と充実を今後とも図ってまいりたいと考えております。

松 浦 議 長

以上で、答弁を終わります。

再質問がありますか。

岡 田 議 員

議長。

松 浦 議 長

18番 岡田正信君。

岡 田 議 員

人権と憲法についての問題は条例も出とることですので、総務委員会でもまたもう一回委員会を持つということですので、文教厚生常任委員会ということでもありますので、市長の所見をお伺いしとるところで終わりたいと思いますが、アグリフーズの設立と今後の課題と言いますか、これからの段取りということですが、市の土地じゃということに私は聞いたんですけど、まあ確かに市の土地ですが、それはこの買った、どう言うんですか、なんぼで八千代、旧町時代に買ったものを今、市が払いよる状況じゃというのを私は聞いたんですけど、それは実際どうなのか。事業主体だから言っても、事業主体がそれは払うようなことにはならないと思うんですが。それと、農家の農作物等米の量は確保してあるんですが、今現在その値段の問題でいろいろ調整中というようにお聞きしたんですが、やはり農家が一番心配なのは、今の状況で推移したままの市場価格でそこへ出ると、アグリフーズへ提供するということだけでは不安なんじゃないかと思うんですよね。そこで農協と市が、どこまでは保証するいうか、支えられるか、こういうことをしないと、そりゃ農家の皆さんにこれから人参つくってくれ、なすびをつくってくれ言うても、その時の相場で買うんなら、これでは、ちょっと過酷な事業になるんじゃないかと思うんですけど、その点をお尋ねします。

来年から始まる問題での担い手育成もですが、その農水省が発行しとりますし、市の方もそのとおりに資料いただいとるんですが、対象者というのに米づくり、あるいは、米政策対象推進策、19年から始まるわけですから、生産調整への取り組みのものということがうたわれておるわけですよね。生産調整の取り組みのものというんと、生産調整を達成しとる人というのでは随分変わってくると思うんです。その点は、どのように理解したらいいのか、これでは生産調整取り組む



ものとなっておりますから、達成した人とは読めんですが、どのように理解されたかお尋ねいたします。

それから、地域振興会においては御承知のとおり2年経過して、30年のものから2年のものという、地域振興会の歴史の過程の違いというのは私も承知しておりますが、今の交付金として出されるこの振興会への交付金の交付の仕方を、今までの理念と同じようなことでは育ちにくいんじゃないかと。やっぱりその振興会が、その振興につながるような事業にいろいろと工夫してやれば、それなりの交付金を市から交付するというようなかたちで、振興会を大きく育てることがもうそろそろやらなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、その点を再度お尋ねいたします。

松 浦 議 長

ただいまの再質問に、答弁を求めます。

まず、市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

アグリフーズの問題でございますが、現在の利用建設をしておる土地は市のものであるわけでございますが、具体的には担当の部長の方から説明をさせていただきたいと思っております。

それから、そこに供給する農産物の価格の問題、ご指摘のとおりで我々もそのことが一番大事と考えておりますが、このことについては、それぞれ調整の委員会を農協と市とアグリフーズとつくっております。そこらは、また担当部長の方から報告をしていきたいとこのように考えておるところでございます。

それから、農業振興の問題についてでございますが、特に生産調整等の問題が絡んでおりますので、担当部長の方からお答えをしていきたいとこのように思います。

それから、地域振興会の育成の問題であるわけでございますが、この地域振興会については、御存じのように、今、生まれて2年ですが実際には1年半ぐらいの年しかたっておらないわけでありまして。しかし、これは、市がこの範囲を地域振興会の範囲にして下さいと言うて、区割りをしたものじゃないわけで、それぞれの地域へ、ひとつあなたたちが昔から取り組んできておったひとつのコミュニティを大事にしながら、振興会をつくって下さいとこういうことで、つくっていただきましたんで、まだ生まれて1年、2年いうても、それぞれの振興会が長い間のお祭りを一緒にやったり、運動会を一緒にやったり、老人会の組織が一緒にあったりという、そういうような長い間のそういう歴史があるわけでありまして、その歴史をもったものがひとつの振興会になっておるわけございまして、私はそういう点では、1年、2年ということとはあまり関係ないというように思いますし、実際に生まれて1年のところへ行きますとも、非常に充実した活動もしておられるわけでありまして、これはやっぱり、昔からの伝統があるところがひとつのまとまりになっておると、こういうところであろうと思っております。

そういうことで、振興会というのは、いわゆるそれぞれの地域の住

民の集まりの自主的な組織でございまして、ああしなさい、こうしなさい言うて市がくちばしをあまり入れるもんじゃないというように私は思います。これはやはり、今日本が高度成長の中から、もう成長も止まって月給も上がらんようになった時代、いわゆる成熟社会になった時代にそれぞれの人間のありよう、地域はどうあるべきかということをごこの振興会で問うておる問題であろうと思います。

まあ、銭金言うて心が失われたと、ようやく皆さんが心を取り戻そうというそういう時代に入ってきたと、その運動がひとつの振興会の運動であると、このように考えておりました、それぞれの地域でそれぞれのかたちの運動があって、私はいいというように思います。一遍にこうあるべきだということで、ひとつのパターンにはまった活動というのはかえって振興会組織をめでいくということになろうと思います。こないだも八千代のフォーラムで話をしたんですが、まあ、それぞれの振興会にはパターンがありますし、歴史もあるんだからぼつたりぼつたりやってください、できる範囲内でやってくださいと、あれやらにゃいけん、これやらにゃいけん言うて、みんなつろうて、しわくなって、やれやめたいということになったんでは、本来の活動でない。これは、一生涯続けにゃいけんこの地域の運動であるから、そういうことで一つ一つできるところからやってくださいと、そういう話をさせてもらったようなこととございまして、安芸高田市統一してこれやらにゃいけんということは、私は振興会の活動の中ではやるべきでないというように考えております。それぞれの地域が特色あるものをやっていただきたいというのが、振興会の活動であるわけとございませう。ひとつ、ご理解を賜りたいと思います。

松 浦 議 長  
田丸自治振興部長

自治振興部長 田丸孝二君。

アグリフーズが農畜産物の処理加工施設を建設します用地とございませうけども、ご指摘のとおり、この土地は旧八千代町時代にその農用地のほ場整備を行いまして、そして地域の皆さん方が共同減歩でその土地を造成をされ、ぜひ工場等の誘致をお願いをしたいということと、市の方へ売却というかたちになったものとございませう。

これにつきましては、現在18年から20年まで、まだ3年間にわたりますと元金と利子を支払うという状況になっております。ちなみに、元金につきましては毎年1,140万円、そして最終年度は1,145万円とございませうが、併せまして現在のところ2,855万円、これを支払うという状況になっておるとございませう。

以上であります。

松 浦 議 長  
清水産業振興部長

引き続き、産業振興部長 清水盤君。

アグリフーズへ供給する単価の問題とございませうが、ご指摘をいただいておりますように、非常にそこがポイントになってございませう。この経営構造対策事業そのものの計画の中にも、その担い手加算という部分が出てまいります。そういったところにも計画書の中に

も明記をされておりますので、その市場価格にプラスできる価格を先ほども市長が申し上げましたが、単価等についての協議をする組織もつくっておりますので、最終的にはそこで協議ということになろうと思いますが、秋田議員さんのご質問にもお答えしておりますが、現在事務レベルで、現在そういったところの調整を行っておるといところでございます。

それから、19年度から始まります経営構造対策事業の中の生産調整の関係でございますが、先ほどご質問ありましたように、生産調整へ取り組む者と達成する者という表現がございますが、基本的には取り組む者ということになりますと、達成をする者ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

松浦議長

以上で、再質問の答弁を終わります。

再々質問ありますか。

岡田議員

議長。

松浦議長

18番 岡田正信君。

岡田議員

私は地域振興会の大きいこまいを言うとするわけじゃないんですよ。そりゃできたところを自分のところが自主的にやられたんですから、それを言うとするんじゃないんですよ。ただ、交付金ということですから、今、市が決めるとる交付金をさっと流しとけばええだけではないから、やっぱりその歴史的に進んでおるとか、今、立ち上がって1年半とかいうのは、そこへ合わせることはできませんよ、そりゃ当然。ただ行政がそこに介入して、こうしなさい、ああしなさい言うんでなしに、自主的にそこがまちづくりをするんじゃないと言いながらも、交付金を出すんなら多少のところを援助いうか、いろんなアドバイスいうか、した方がいいんじゃないかということをご示したわけでございます。

それからアグリフーズの関係では、担当部長が言いましたけども、価格の問題は調整中じゃ言うけども、もう植えるんだけえの。調整する言うても、農作物いうものは、大体ものができてからなんぼでございましたじゃ遅い。励みにはならんで。調整する言うのがわからにゃあ、市としちゃあ、その市場価格の値下げ幅をどのくらい負担して、農協と、その育成をはかろうかという方針はしてきとかんと間に合わんのじゃないの。農家に対して。それから、この認定農家の米政策の減反するもの、生産調整の取り組み者だからね。達成するものと理解すると部長言いましたけど、日本語が生産調整への取り組み者言うたら、取り組めばいいんじゃないんですか。もう一遍お伺いいたします。

松浦議長

ただいまの再々質問に、答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長

単価の問題につきましては、ご指摘いただいた状況でございますが、そういった作付との関係につきましては、十分そこらを調整しながら

取り組んでまいりたいと思います。それから、生産調整取り組むもの、者ということでございますが、基本的には取り組んでいただくということは、達成をしていただくということでございますので、そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

松 浦 議 長

答弁を許します。

自治振興部長 田丸孝二君。

田丸自治振興部長

振興会への交付金でございますけども、市長申し上げましたように、非常に長い歴史を持つ振興会から、2、3年の経過をした振興会まで、と同時に、いわゆる中国山地に抱かれた振興会から、言ってしまうと、広島市に隣接して、すぐ通勤できるという地域への振興会等ございまして、そういった意味では地理的にも社会的にも非常に多様性があるというふうに私たち思っております。そういった意味では、その振興会の活動というの、いろんな意味で多様であるべきであろうということだろうというふうに思います。

ただ、交付金を出すということになりますと、当然そういった多様性の中で当然いろんな活動もしていただく必要がございますので、私どもとしましては、地域振興の指導員もおりますので、いろんなアドバイス等、積極的にさせていただかなくてはならないだろうというふうに思っております。

また、交付金の仕方につきましても、18年度でいわゆる3年間の交付金を出させていただいたということでもあります。2年目はいわゆる400万と言われている振興会を維持管理するための補助金につきましても、1割については人口割で出すというようなことで若干のメリハリをつけさせていただきましたが、3年を経過したということの中で、一定の評価もしていく必要もあるのではなかろうかなと思っております。そういった意味では、4年目はどのようにするかということは、まちづくり委員会もせっかくなつくついでにいただいておりますので、そういったところのご議論をいただきながら検討をさせていただければと思います。

松 浦 議 長

以上で、答弁を終わります。

答弁漏れはありませんか。

以上で、岡田正信君の質問を終わります。

~~~~~

松 浦 議 長

以上で、本日の一般質問を終了いたします。

これをもって、本日の日程を終了いたし、散会いたします。

次回は、明日9日午前10時に再開いたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~

午後4時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員